**外交学院20XX届**

**硕士研究生学位论文**

日本の博物館学芸員の現状について

――2008年博物館法改正を参考に

论日本博物馆学艺员的现状

——以2008年博物馆法修改为参考

专业：日语语言文学

方向：日本文化

导师：**XX 教授**

作者：**XXX**

日期：2017年5月

独创性说明

本人声明所呈交的学位论文是本人在导师指导下进行的研究工作取得的研究成果。据我所知，除了文中特别加以标注和致谢的地方外，论文中不包含其他人已经发表或撰写过的研究成果，也不包含为获得外交学院或其他教育机构的学位或证书而使用过的材料。与我一同工作的同志对本研究所做的任何贡献均已在论文中作了明确的说明并表示谢意。

学位论文作者签名：签字日期：年月日

学位论文版权使用授权书

本学位论文作者完全了解外交学院有关保留、使用学位论文的规定，有权保留并向国家有关部门或机构提供论文的复印件和磁盘，允许论文被查阅和借阅。本人授权外交学院可以将学位论文的全部或部分内容编入有关数据库进行检索，可以采用影印、缩印或扫描等复制手段保存、汇编学位论文。

（保密的学位论文在解密后适用本授权书）

学位论文作者签名：导师签名：

签字日期：年月日签字日期：年月日

**要旨**

学芸員が日本博物館内の専門職員の一種であり、学芸員資格制度が制定されてある。日本博物館法が1951年に公布・施行されて以来、社会環境の変化に伴って17回（2008年まで）改正された。その中、学芸員に関連する法改正が2回あって、法改正に伴い、学芸員資格制度にも変化が起きた。

本論は、日本博物館法改正に伴う学芸員資格制度の変化に基づき、博物館法改正、学芸員資格制度変化に伴い、博物館学芸員が資格取得過程、資格取得後の就職状況、在職学芸員の仕事内容と職能発揮において、どのような変化が起きてきたか、現状はどうなっているかを論じた。

本論の正文ははじめに、三章の論述、終わりにからなっている。はじめににおいて、課題選出の契機、先行研究、本文の研究目的と研究方法を紹介した。第一章において、日本博物館法制定の歴史と改正のながれを紹介した。この章における紹介が後の二章の論述展開のためにもなる。第二章において学芸員に関連する2回の法改正と、その2回の法改正がそれぞれ学芸員制度にどのような影響を与えたかについて具体的に論じた。それから、第三章において、学芸員の資格取得過程、資格取得者の就職状況、在職学芸員の仕事内容と職能発揮との三方面から日本博物館学芸員の現状を整理しまとめてみた。終わりににおいて本論の論述をまとめた。

キーワード：博物館法　博物館法改正　学芸員

**摘要**

学艺员是日本博物馆职员的一种，与之对应的有学艺员资格制度。日本博物馆法于1951年颁布实施，之后根据社会发展变化，进行了十七次修改（截至2008年），其中与学艺员相关的修改有两次，伴随着法律修改学艺员资格制度也相应发生了变化。

本文基于日本博物馆学艺员资格制度伴随两次博物馆法修改的变化，探究伴随着博物馆法的修改、学艺员资格制度的变化，博物馆学艺员在资格取得过程、资格取得后去向、以及就职后的工作内容和职能发挥上发生了何种变化、现状如何。

文章正文部分由前言、论述三章、总结构成。前言部分介绍了本文课题选取的契机、该课题的先行研究概况、本文的研究目的和方法。第一章介绍了日本博物馆法的制定历程和修改历史，为后两章的论述作铺垫论述。第二章具体论述了日本博物馆法修改中两次有关学艺员的条款的变化及两次法律修改分别对学艺员制度产生了什么影响。第三章总结了日本博物馆学艺员的现状，主要从学艺员资格取得过程、资格取得者的就业情况、在职学艺员的工作和职能三方面展开。结论部分对文章主要论述作了总结。

关键词：博物馆法　博物馆法修改　学艺员

目　次

[はじめに 1](#_Toc484866172)

[課題選出の契機 1](#_Toc484866173)

[先行研究 2](#_Toc484866174)

[研究目的と方法 5](#_Toc484866175)

[第一章、日本博物館法と学芸員 6](#_Toc484866176)

[第一節、博物館法の制定 6](#_Toc484866177)

[第二節、博物館法の改正 9](#_Toc484866180)

[第三節、博物館法改正における学芸員関連条項の変化 12](#_Toc484866181)

[第二章、日本博物館法改正と学芸員 15](#_Toc484866182)

[第一節、2008年前の博物館法改正と学芸員 15](#_Toc484866183)

[第二節、2008年の博物館法改正と学芸員 16](#_Toc484866184)

[第三章、日本博物館学芸員の現状 26](#_Toc484866187)

[第一節、学芸員資格の取得過程 26](#_Toc484866188)

[第二節、資格取得者の就職状況 37](#_Toc484866192)

[第三節、在職学芸員の現在状況 40](#_Toc484866193)

[終わりに 46](#_Toc484866195)

[参考文献 48](#_Toc484866196)

[謝辞 50](#_Toc484866197)

[付録 51](#_Toc484866198)

# はじめに

## 課題選出の契機

国立新潟大学で交換留学する間に、「博物館資料論」という授業を履修することにした。「博物館資料論」自体の授業内容は、博物館における調査研究活動、博物館における調査研究成果と公開、博物館資料論的視点からの批評、博物館資料の概念と意義、種類、収集の方法と理念、資料化手順と課題、保管・修復・修理、展示、安全対策、資料公開の理念と方法などからなっている。しかし、授業自体が博物館資料を中心に展開されているが、「学芸員」という言葉あるいは職名がほとんど全ての授業に出てきている。それで、学芸員はいったいどういうものなのか、博物館でどのような役割を果たしているのか、中国では日本の博物館「学芸員」と同じ、あるいは似たような職能を発揮している職員がどう呼ばれているのかと、私は疑問を持つようになってきた。

疑問を持ちながら、新潟大学の中央図書館で資料を調べ始めた。最初は文部科学省公式サイト、各博物館の公式サイト、「博物館，学芸員」をキーワードにCINII（日本国立情報研究所が運営する学術論文や図書・雑誌などの学術情報データベース）、「日本博物馆，学艺员」をキーワードに中国の知网で公開された関連資料を調べ、次第に、日本博物館協会が発行した月刊『博物館研究』や、『博物館教程』、『新博物館学』、『博物館概論』などの博物館学関連の著作を読むようになった。

資料を調べるうちに、日本の博物館学芸員について研究者や博物館関係者たちに多く討論されている課題がいくつかにまとめられることに気づいた。それは、①学芸員の資格取得過程（養成課程、実習、学歴）、②学芸員資格取得者の就職状況、③在職学芸員の職能範疇と職能発揮、④博物館法改正（特に2008年博物館法改正）をめぐる討論（例，学芸員配置数、博物館種類の多様性と「学芸員」という独占的呼称の矛盾など）などにまとめることができるだろう。

特に、2008年博物館法改正の前後に、学芸員に関する討論が多い。それは改正前に施行されていた博物館法・改正後の博物館法による学芸員制度にさらに検討すべき課題あるいは問題があるからではないかと思われる。そのため、2008年博物館法改正を参考に日本の博物館学芸員の現状について一つの小論文としてまとめることにした。

日本の博物館法が1951年に制定・実施されて以来17回の改正が行われたが、その中には、学芸員に関連する法改正が2回あって、それぞれ1955年と2008年に行われた改正であった。2008年の法改正が53年ぶりの学芸員関連の改正であるため、改正の前に博物館界人士に広く議論された。議論において、緊迫性のある課題がいくつか提出され、2008の法改正により課題解決が期待されていた。

したがって、博物館法改正前後に、特に2008年博物館法改正の前後に博物館学芸員にどのような変化が起きたか、法改正によりどのようなな問題が解決されたか、法改正後の学芸員がどうなっているかを中心に論じようと思い、関連内容に重点を置き資料を再び読み、また、CINIIで「博物館法，学芸員」をキーワードに調べ直した。

## 先行研究

（1）中国

「日本博物馆，学艺员」をキーワードに知网で公開されている論文を検索してみると、日本の博物館学芸員を課題とする研究は「日本学艺员制度及其对我国建立博物馆职业资格认证制度的启示」（张昱、2014）の1篇しかない。同じキーワードで维普网で公開されている論文を検索してみると、「关于新时期的日本博物馆制度——将来博物馆应有状态的合作研讨会议纪要（2008年6月）（下）」（宁波译、2009）と「当代日本美术馆学艺员制度研究」（陈娅、2016）の2篇がある。

张昱氏は「日本学艺员制度及其对我国建立博物馆职业资格认证制度的启示」において、日本の学芸員制度、及び日本の学芸員制度が中国における博物館職業資格認証制度の制定に与える啓示を中心に論じてきた。論文に、张昱は日本の学芸員と学芸員補の職能、役割、資格取得課程等を説明、中国の博物館職業資格認証制度の制定に参考になりそうな内容をまとめた[[1]](#footnote-1)。

「关于新时期的日本博物馆制度——将来博物馆应有状态的合作研讨会议纪要（2008年6月）（下）」（宁波译、2009）は「新しい時代の博物館制度の在り方について平成19年6月これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」[[2]](#footnote-2)の1から13ページまでの翻訳であると思う。しかし、宁氏の訳文の題目に「（2008年6月）」とがあるが、訳文の内容を読んでみれば、確かに「新しい時代の博物館制度の在り方について平成19年6月これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の内容と一致しているので、題目における「（2008年6月）」ではなく、「（2007年6月）」ではないかと疑問を持っている。

「当代日本美术馆学艺员制度研究」（陈娅、2016）において、陈氏は日本博物館学芸員と欧米諸国博物館のキュレーターの職能における異同、日本の学芸員の資格取得過程と養成課程、美術館学芸員養成課程の例、学芸員制度のメリットとデメリット、これからの日本学芸員制度とそれが中国の美術館に与える啓示を主な内容に論じてきた。

张昱氏と陈娅氏が著作において、日本の学芸員制度を簡単に説明し、職業資格認定制度の面において、これからの中国の博物館界が参考になりそうな部分をまとめてくれた。しかし、わが中国の「博物館条例」が2015年2月9日に中国国務院に公布され、同年3月20日より施行されるようになった。けれども、今のところ、日本の博物館法改正に伴って学芸員制度・学芸員にどんな変化が起きたかを系統的に研究したものはまだ見られていない。

（2）日本

日本における博物館学芸員を課題とする研究は少なくないといえる。CINIIで公開されている関連論文の内容をまとめてみれば、大別にして、①大学における学芸員養成と学芸員資格の取得過程（例，学芸員養成課程の移り変わり、資格取得における実習比重、養成段階における専門性重視）、②学芸員資格取得者の就職状況（例，学芸員資格取得者数と採用者数の差、博物館関連施設に就職していない学芸員資格取得者への期待）、③在職する学芸員の職能・役割・仕事環境等（例，博物館ごとの学芸員配置数と職能発揮、生涯教育時代の到来に伴う教育機能への期待）という三つの方面にまとめることができる。

CINIIで「博物館法改正，学芸員」をキーワードに検索すると、22件の関連文献があるが、オープンアクセスできるのが3篇しかない。それは、「学芸員と博物館」（木下直之、1998）、「博物館法・館長・学芸員：生涯教育審議会の答申と文化政策の将来構想を読んで」（熊野正也，石渡美江，松浦淳子、1999）、「博物館法改正と学芸員養成」（岡庭義行、2012）である。その3篇以外のオープンアクセスできない関連文献の掲載情報をみたら、中には『博物館研究』という雑誌に掲載されているのが多いことに気づいた。

新潟大学中央図書館館蔵の『博物館研究』（日本博物館協会発行，月刊）を2006年から2015年までの10年間120冊を「博物館法改正，学芸員」というキーワードに重点を置き読んでみた。2006年と2007年に発行された『博物館研究』には2008年博物館法改正・学芸員制度をめぐる議論がまだ見られない。が、2008年から2015年までの月刊誌には博物館法改正・学芸員制度関連の特集が多く出されている。例えば、2008年2月刊「第55回全国博物館大会報告」（「新しい時代の博物館制度のあり方」をテーマにしたシンポジウムや「博物館の評価システムと新登録基準について」をテーマにしたパネルディスカッション等の報告）の特集、2009年2月刊「学芸員館務実習」の特集、2011年12月刊「博物館法制定60周年」の特集、2014年1月刊「今、博物館団体に求められる底力（2）」の特集、2015年1月刊「異なる館種の立場から見た、博物館法制度の課題」の特集、2015年2月刊「異なる館種の立場から見た、博物館法制度の課題（2）」の特集などが挙げられる。勿論、関連特集以外に、他の投稿にも博物館界の人士がそれぞれ異なる立場から2008年博物館法改正・学芸員制度について論じたものが多くある。それらの投稿内容をまとめてみれば、①博物館法改正の緊迫性（例，博物館登録制度・学芸員制度の見直しの緊迫性等）、②2008年博物館法改正による学芸員養成制度の変化（例，学芸員養成課程と実習比重等）、③2008年博物館法改正の不足（例，博物館登録制度の見直しが中長期的な課題として扱われ今回の法改正に変化が見られない、博物館ごとの学芸員配置数についての規定がない等）という三つの方面にまとめることができるだろう。

## 研究目的と方法

日本においては日本博物館学芸員や博物館法改正・学芸員制度に関する研究や討論が多く行われているが、博物館法改正、特に現在に一番近い2008年の博物館法改正により、学芸員に関連する条項にどのような変化が起きたか、法改正前に博物館界人士が検討し提出した課題、すなわち博物館登録制度や学芸員制度に存在する問題が、今回の博物館法改正により解決されたかどうか、そして2008年博物館法改正後の現在、日本の博物館学芸員がどうなっているかを、系統的に論じたものは恐らくないといえる。

それから、中国における日本博物館学芸員制度についての研究は、学芸員制度そのものを紹介し、これからの中国博物館職業資格認定制度に参考になりそうな部分をまとめるというレベルにとまっている。また、中国の「博物館条例」が2015年3月20日より施行されたが、中国における日本の博物館法改正、そして法改正による学芸員制度変化についての研究は極めて少ない。

したがって、本稿においては、日本博物館法の制定歴史と改正のながれを紹介し、博物館法改正における学芸員に関連する条項変化とそれによる学芸員制度の変化を詳しく分析し、1955年と2008年に行われた博物館法改正が学芸員制度にどのような影響を与えたかを論じることを通し、学芸員の現状をまとめようとする。学芸員制度に存在する課題や問題が法改正により解決されたかどうかを検討し、もしこれから、わが中国の博物館条例が改正される際、特に学芸員相当の館員に関する条例改正が行われる際に、本稿の内容が少しでも参考になれればと思う。

# 第一章、日本博物館法と学芸員

日本の博物館法が1951年に制定・実施された。博物館法は、制定・実施されてから制定・実施60周年の2011年まで17回の改正が行われてきた。17回の博物館法改正の中、学芸員関連項目が改正されたのは2回あった。したがって、本章においては、日本博物館法の制定、博物館法改正、博物館法改正における学芸員関連項目の変化をまとめながら分析するという形で見ていきたいと思う。

## 第一節、博物館法の制定

日本では、博物館が明治期から近代博物館として（社会教育）活動を展開しているが、1951年の前に博物館法が制定・成立されていなかった。法的根拠が与えられなかったことは、博物館の社会的地位に影響した[[3]](#footnote-3)。1951年12月1日に「博物館法」が法律第285号として成立する前、博物館令から博物館法の制定に至るまで、関係者たちは様々な活動を展開し、博物館法成立を積極的に推進してきた。

ここで、日本博物館法が博物館令から博物館法の制定に至るまでのいきさつを簡単にまとめてみよう。

### 博物館令

（1）明治期

1899年に「図書館令」が制定公布されたのに、博物館令が制定されないのは問題があるとして、博物館関係者が博物館令草案を作成し、文部省普通学務局に提出した。しかし、官等の上がり下がりなどの原因で反対され、うち壊された[[4]](#footnote-4)。

（2）大正期

1918年12月に示された臨時教育会議の答申には、「通俗博物館ノ如キ観覧的教育施設ニ至リテハ頗ル幼稚ニシテ見ルニ足ルヘキモノ稀ナリ」とする酷評があった。

1918年第41回帝国議会衆議院に「帝国博物館建設ニ関スル建議案」、「博物館完成ニ関スル建議」、「理化博物館建設ニ関スル建議」が提出され、審議された[[5]](#footnote-5)。

（3）昭和期

1928年に、赤十字博物館長であった棚橋源太郎氏が、日本赤十字社社長の平山成信社長を会長とする「博物館事業促進会」が発足するに至った[[6]](#footnote-6)。そして、博物館事業促進会は1928年に「博物館施設ニ関スル建議」を文部省に提示し、これが博物館法令化への嚆矢をなしていた。

1928年6月1日に『博物館研究』の第1巻第1号が発行された。

その中には「博物館事業促進会設立の趣旨」において博物館の社会教育機関、学校教育の補助機関、専門の学術研究者の研究機関としての重要性が述べられており、また、「博物館令に関する件」と「博物館従業員の養成」と題する記事が掲載されている[[7]](#footnote-7)。これが日本での組織的に博物館令を取り上げた最初の行為であった。ここで、博物館令制定問題は、日本博物館協会[[8]](#footnote-8)が文部省の協力を得て積極的に推進することとなった[[9]](#footnote-9)。

1929年から、「全国博物館大会[[10]](#footnote-10)」が毎年1回開催された。

1932年第4回全国博物館大会では、文部省から「博物館に関する法令制定に当たり留意すべき事項如何」が諮問されている。そして、文部省への答申には、「博物館令には文部省所管以外の他の博物館も包括するやうに立案すること」、「博物館令に依らざるものだ博物館と称することを得ざる規定にすること」と法の制定を促している。

1934年第6回全国博物館大会では、既に文部省として立案している博物館令を内示して欲しいという議決がなされている。

1937年10月に第8回全国博物館大会を開催する予定だったが、同年7月に盧溝橋事変が発生したため、中止となった。

### 博物館法に至り

1945年、日本博物館協会は博物館法の制定を願望し、「再建日本の博物館対策」を公表した。対策においては、

（内容引用）本邦博物館の発展を妨げた重大原因は、今日まで博物館令の制定発布を見るに至らないことである。これがため、博物館従業者の資格が規定されず、これが任用に何らの制度もなければ取締の途もない。従って、これまで博物館長或は学芸員に、博物館事業に就て何の経験素養もない学校長・教員・官吏等を採用することが普通となり、これをうれい怪しむものがない有様であった。この一事が我が邦博物館の発展を阻害したことは何程か知れない。（中略）

博物館令の発布がないため、政府は単に従業員の任用ばかりでなく、博物館に関する一切の取締が出来ず、且又、進んで博物館の施設を奨励助長し、これが発展を促すことも殆ど不可能であった。これらの欠陥は国立中央博物館の不備と相まって、我が邦博物館施設の発展に至大の影響を与え、これを阻害しつつ今日に及んでおるのである。

とあり、博物館の発展が妨げられていることが述べられている。

こうして、日本博物館協会は自ら改革に取り組むため、①博物館及類似施設管理の法制化に関する調査委員会、②地方動物園植物園及水族館の充実完成に関する調査委員会、③地方博物館建設に関する調査委員会、④外客誘致と博物館並同種施設に関する調査委員会、⑤戸外文化財の教育的利用に関する調査委員会、⑥博物館並類似施設振興に関する協議講習会などの専門委員会を設けて、事の処理に当たった。

これらの委員会で協議・討論を重ねた結果、日本博物館協会は「博物館並びに類似施設に関する法律案要綱」、「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」として、文部大臣に進達した。文部省社会教育局は、これらの提案を参考にして数年にわたり検討した後、国会に提出した。

1951年11月第12回臨時国会で、博物館法が審議され、同年12月1日、法律第285号で公布された[[11]](#footnote-11)。

参考として、ここで、現行博物館法（昭和26年12月1日・法律285号）中の、学芸員に関する条項を挙げよう。それは以下の通りになっている。

**第4条**

**4**　学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

**5**　博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

**6**　学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

*（学芸員の資格）*

**第5条**　次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一　学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二　大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

三　文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

**2**　前項第2号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

*（学芸員補の資格）*

**第6条**　学校教育法（昭和22年法律第26号）[第90条](http://www.houko.com/00/01/S22/026.HTM#090)第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

*（学芸員及び学芸員補の研修）*

**第7条**　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 第二節、博物館法の改正

日本の博物館法は制定・公布されて以来、社会情勢・環境の変化等に対応して改正され、今日に至っている。

2011年、すなわち日本博物館法が制定されてから60周年になった年に、日本博物館協会は、これまでに行われた博物館法改正と主な改正内容を整理し、『博物館研究』第46巻第12号（総第522号）に掲載した。具体的な改正内容は下記の表になる。

表1.1　博物館法の改正に関する年表[[12]](#footnote-12)

|  |  |
| --- | --- |
| 年月 | 改正根拠 |
| * 主な改正内容
 |
| 昭和27年8月 | 日本赤十字社法 |
| * 博物館の設置者に日本赤十字社を追加（博物館法第2条、第10条、第11条第1項）。
 |
| 昭和28年8月 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 |
| * 附則第六項各号列記以外の部分中「文部省令」を「政令」に改正。
 |
| 昭和30年7月 | 博物館法の一部を改正する法律 |
| * 「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止（博物館法第4条第5項を削除、第6項を第5項、第7項を第6項に改正。同じく第5条の柱書きを改正）。
* 学芸員の講習を廃止（博物館法第6条を全文改正し、学芸員補の資格要件について規定。これまで学芸員補の資格要件を規定していた第5条第1項第4・5号を削除）。
* 「地方公共団体、日本赤十字社、民法第34条の法人又は宗教法人が、博物館を設置しようとするときは」を「博物館を設置しょうとするものは、当該博物館について」に改正（博物館法第10条）。
* 「日本赤十字社、民法第34条の法人又は宗教法人にあってはその」を「私立博物館にあっては設置者の」に改正（博物館法第11条第1項）。
* 博物館相当施設の規定（第29条）を追加。
 |
| 昭和31年6月 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律 |
| * 文部大臣の都道府県、都道府県の市町村に対する指導助言に関する規定（博物館法第7条）を削除。
* 教育委員会法に係る規定（博物館法第18条第2項及びこれを準用した第22条第2項）を削除。
* 都道府県教育委員会の私立博物館に対する指導助言に関する規定（博物館法第27条第2項）を追加。
 |
| 昭和34年4月 | 社会教育法等の一部を改正する法律 |
| * 公立博物館の補助金に関する規定の改正（博物館法第24条の全文改正及び第25条を削除）。

※公民館、図書館、博物館に関する国の補助は、「補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和29年法律第129号）」により、いずれも施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部に限定されていたが、これを恒常化するための法改正であり、あわせて各法施行令も改正された。 |
| 昭和46年6月 | 許可、認可等の整理に関する法律 |
| * 都道府県が所管する博物館相当施設の指定を、都道府県教育委員会に委譲（博物館法第29条）。
 |
| 昭和58年12月 | 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 |
| * 「国立博物館、国立科学博物館」を「博物館と同一の目的を有する国の施設」に改正（博物館法第3条第1項第9号）。
 |
| 昭和61年12月 | 日本国有鉄道改革法等施行法 |
| * 博物館資料の輸送費及び料金の割引に関する規定（博物館法第9条）を削除。
 |
| 平成3年4月 | 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律 |
| * 「称号」を「学位」に改正（博物館法第5条第1項第1号）。
 |
| 平成3年4月 | 学校教育法等の一部を改正する法律 |
| * 学校教育法「第56条第1項」を「第56条」に改正（博物館法第6条）。
 |
| 平成5年11月 | 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 |
| * 登録の取消に係る陳述の機会に関する規定（博物館法第14条第2項）を削除。
 |
| 平成11年7月 | 地方分権の推進を図るための関係法律の整理等に関する法律 |
| * 登録博物館に関する都道府県教育委員会の文部大臣に対する報告義務に関する規定（博物館法第17条）を削除。
* 博物館協議会委員の教育長権限の廃止（博物館法第22条第2項）。
 |
| 平成11年12月 | 中央省庁等改革関係法施行法 |
| * 「文部大臣」を「文部科学大臣」、「文部省令」を「文部科学省令」に改正。
 |
| 平成11年12月 | 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律 |
| * 「その他の法人」の下に「（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）」を追加（博物館法第2条第1項）。
* 「国」の下に「又は独立行政法人」を追加（博物館法第29条）。
 |
| 平成13年7月 | 学校教育法の一部を改正する法律 |
| * 学校教育法「第56条」を「第56条第1項」に改正（博物館法第6条）。
 |
| 平成18年6月 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 |
| * 「民法第34条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改正（博物館法第2条）。
 |
| 平成19年6月 | 学校教育法等の一部を改正する法律 |
| * 学校教育法「第56条第1項」を「第90条第1項」に改正（博物館法第6条）。
 |
| 平成20年6月 | 社会教育法等の一部を改正する法律 |
| * 博物館資料に「電磁的記録」を追加（博物館法第2条）。
* 博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加（博物館法第3条）。
* 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるよう改正（博物館法第5条）。
* 学芸員等の研修の努力義務規定を追加（博物館法第7条）。
* 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供の努力義務を追加（博物館法第9条及び9条の2）。
* 博物館協議会の委員対象に、家庭教育の向上に資する活動を行う者や学職経験者を追加（博物館法第21条）。
 |
| 平成23年8月 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 |
| * 博物館協議会の委員の任命に当たっての基準を削除。これを条例で定めるとともに、条例を定めるに当たって参酌すべき基準は文部科学省令で定めるよう改正（博物館法第21条、第22条）。
 |

博物館法の制定により、博物館の社会教育機関としての位置づけが明らかになり、博物館専門職員としての学芸員が制度化された。1951年当時の日本の社会状況からいえば、そのことの先進性は評価するべきものであるが、その後の社会環境の変化に対応した法の見直しは不十分だったと言わざるをえない[[13]](#footnote-13)。1951年の制定・施行から2008年まで17回の博物館法改正が行われてきているが、1955年の改正を除けば、その大部分が他の法令の改正に伴う規定の整備・地方分権・規制緩和等の一括法等によるものであり、半世紀大きな改正が行われてこなかった[[14]](#footnote-14)。

## 第三節、博物館法改正における学芸員関連条項の変化

上記の日本博物館協会が整理した「博物館法の改正に関する年表」によると、これまでに行われた博物館法改正の中に、博物館学芸員に関する内容は、1955年7月の「博物館法の一部を改正する法律」（昭和30年法律第81号）で改正されてから、2008年6月の「社会教育法等の一部を改正する法律」（平成20年法律59号）での改正が二度目である。

ここで、この2回の法改正において学芸員関連条項がどのような変化を改めて挙げてみよう。

（1）1955年「博物館法の一部を改正する法律」

1955年7月に公布された「博物館法の一部を改正する法律」には、「『人文科学学芸員』『自然科学学芸員』の区分を廃止（博物館法第4条第5項を削除、第6項を第5項、第7項を第6項に改正。同じく第5条の柱書きを改正）。」、「学芸員の講習を廃止（博物館法第6条を全文改正し、学芸員補の資格要件について規定。これまで学芸員補の資格要件を規定していた第5条第1項第4・5号を削除）。」とあり、

「博物館法の一部を改正する法律の施行について」[[15]](#footnote-15)によると、具体的な改正は

1）従来の文部大臣委嘱による学芸員資格付与講習を廃止し、それを文部大臣の資格認定制度に改めた。具体的には、認定試験を実施して学力及び経験を評価し資格認定を行うこととなった。

2）人文科学学芸員及び自然科学学芸員の種別を廃止し、「学芸員」の職名に一元化した。地方博物館の多くが性格上総合博物館として運営されること、また、博物館職員の人事交流の円滑化等を図るため、学芸員の種別を廃止することが適当だと考えられ、「学芸員」の職名を一元化したという。

（2）2008年「社会教育法等の一部を改正する法律」

2008年6月に「社会教育法等の一部を改正する法律」が公布された。それは1955年7月から53年ぶりの学芸員関連条項の法改正である。具体的には、「社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるよう改正（博物館法第5条）。」と「学芸員等の研修の努力義務規定を追加（博物館法第7条）。」とある。

改正前[[16]](#footnote-16)は、

（学芸員の資格）

第五条　次の各号の*一*に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一・二（略）

三文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、*前各号*に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2　前項第二号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職*に相当する職又はこれ*と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

改正後[[17]](#footnote-17)は、

（学芸員の資格）

第五条　次の各号の*いずれか*に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一・二（略）

三文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、*前二号*に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2　前項第二号の学芸員補の職には、*官公署、学校又は社会教育施設*（博物館の事業に類する事業を行う施設*を含む。*）における職で、*社会教育主事、司書その他の*学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

*（学芸員及び学芸員補の研修）*

*第七条文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。*

# 第二章、日本博物館法改正と学芸員

前章においては、日本博物館法制定のいきさつ、博物館法改正のながれ、そして博物館法改正における学芸員関連条項の変化を簡単にまとめてみた。博物館法が1951年制定・実施されて以来、17回の法改正が行われてきているが、学芸員に関する改正は、1955年7月の「博物館法の一部を改正する法律」（昭和30年法律第81号）と、2008年6月の「社会教育法等の一部を改正する法律」（平成20年法律59号）の2回しかないことが分かった。

この章においては、法改正における学芸員関連条項の変化が現在の学芸員制度にどのような影響を与えているかを分析しながらみてみたいと考える。

## 第一節、2008年前の博物館法改正と学芸員

1955年7月に公布された「博物館法の一部を改正する法律」によって、学芸員の講習が廃止され、人文科学学芸員及び自然科学学芸員の種別区分が廃止されるよになった。

学芸員資格付与講習を廃止し資格認定制度を行うことによって、学芸員資格付与の形しかが変わっておらず、また、認定試験を実施し、学力及び経験を評価することが資格付与をさらに厳しくしたと評価してもよいだろう。

しかし、職名の一元化のために[[18]](#footnote-18)、「人文科学学芸員」と「自然科学学芸員」の区分を廃止することはどうだろう。総合博物館が多いから、人文科学学芸員及び自然科学学芸員という二つの種別の学芸員が必要になってくるなのか。現在の学芸員制度に存在する課題あるいは問題点を考えてみれば、人文科学学芸員と自然科学学芸員の区分を廃止することが適当ではないと筆者はそう考えている。

まず、現在の日本博物館には、1館当たりの学芸員数がただ1.2人（2008年のデータ）しかない。学芸員に期待されている機能、学芸員が担当している仕事内容を配慮してみれば、１館ごとに1.2人の学芸員を配置するのが不十分であることが容易に分かるだとう。その点から考えれば、総合博物館が多いから、人文科学学芸員と自然科学学芸員の区分を廃止するよりも、博物館ごとに、人文科学学芸員及び自然科学学芸員をそれぞれ1人配置するほうがましであろう。

それから、学芸員の専門的区分、あるいは養成段階における専門的区分も一大課題として博物館界に議論されている。『博物館研究』によると、日本の博物館は総合、郷土、美術、歴史、自然史、理工、動物園、水族館、植物園、動・水・植などに分類されている。「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と、学芸員の役割について、博物館法第4条の4においてこのように定めている。人文科学学芸員と自然科学学芸員の区分がなく、学芸員に専門的区分がないと、一元化された「学芸員」は、それぞれ異なる種別の博物館に、展覧に関する資料の収集や調査研究などをうまく担当できるなのだろうか。もちろん、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論、博物館実習などの学芸員養成課程はすべての学芸員が終了した。しかし、一般的な会社が新人を採用する際にも、会社がやっている事業に基づき異なる専門分野の人材を選んでいるが、なぜ博物館が学芸員を採用する際には専門的な区分が不必要なのだろうか。

## 第二節、2008年の博物館法改正と学芸員

2008年6月に「社会教育法等の一部を改正する法律」が公布・実施された。それは1955年7月から53年ぶりの学芸員関連条項の法改正である。53年ぶりの学芸員制度関連の法改正であるため、今回の博物館法改正は博物館界人士に注目されていた。法改正する前に、博物館界人士は緊迫性のある課題を討論し、提出したが、それらの課題が法改正によって解決されたかどうか。

### 法改正に緊迫性のある課題

2007年11月に開催された第55回全国博物館大会「新しい時代の博物館制度のあり方」は博物館法の改正のあり方を問うものであった。そこで博物館の定義、博物館登録制度と学芸員制度が焦点となって討議された[[19]](#footnote-19)。説明しなければならないのは、博物館登録制度は一見学芸員とあまり関係がないと思いがちかもしれないが、実際には両者が深くかかわっている。

そのため、ここでは、博物館登録制度と学芸員制度を中心に論じようと思う。

**（1）博物館登録制度**

日本の博物館を博物館法別で分類してみると、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設との三種類に分けることができる。

登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設が表2.1に示されているように、「登録要件（設置主体）」、「設置要件」、「登録又は指定主体」との三方面から区別されている。

表2.1　博物館法別の博物館数　2011年10 月現在[[20]](#footnote-20)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **種別** | **登録要件****（設置主体）** | **設置要件** | **登録又は****指定主体** | **館数** |
| 登録博物館 | 地方公共団体一般社団法人宗教法人など | ・館長、学芸員必置・年間150日以上開館など | 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会 | 913 |
| 博物館相当施設 | 制限無し | ・学芸員に相当する職員必置・年間100日以上開館など | 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会※1 | 349 |
| 博物館類似施設 | 制限無し | 制限無し　※2 | なし | 4,485 |

※1博物館の設置主体が国・独立行政法人・国立大学法人の場合は国。

※2「社会教育調査」上は博物館相当施設と同程度の規模を持つ施設。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（出典）社会教育調査

それから、各種別の博物館の数を見てみよう。

2011年10月1日まで、博物館延べ5747館のうち、登録博物館は913館に過ぎず、博物館相当施設を加えても1262館である。加えて、1987年から2011年にかけて日本の博物館が3436館増えたが、その中、登録博物館が400館、博物館相当施設が125館増加したのに対し、博物館類似施設が2911館増えた。具体的な変化は図2.1に示されている通りである。

図2.1　博物館法別の博物館数の推移[[21]](#footnote-21)（1987年から2011年にかけて）

（出典）社会教育調査

図2.1に示されているデータから分かるように、1987年から2011年にかけて、日本の博物館は2311館から5747館となり、3436館増え、1987年の約2.49倍となった。その中、登録博物館は400館増え、1987年の約1.8倍となり、博物館相当施設は125館増え、1987年の約1.56倍となり、博物館類似施設は2911館増え、1987年の約2.85倍となった。1987年から2011年にかけての博物館類似施設の増加館数は全ての博物館増加館数の84.7%を占めている。

　では、なぜここで博物館登録制度、博物館法別あるいは登録別の博物館分類、さらに各種別の博物館数とその増減を論じるなのだろうか。それは前にも述べたように、博物館登録制度と学芸員とが深くかかわっているからである。具体的には以下のようである。

ア）異なる種別の博物館における学芸員配置数

まずは、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設における学芸員の配置状況をデータで見よう。

表2.2　博物館職員数　2008年10月1日現在[[22]](#footnote-22)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 館数 | 職員数 | 館長 | 学芸員 | 学芸員補 | その他の職員 |
| 専任 | 兼任 | 非常勤 | 専任 | 兼任 | 非常勤 | 専任 | 兼任 | 非常勤 | 専任 | 兼任 | 非常勤 | 専任 | 兼任 | 非常勤 |
| 登録博物館 | 907 | 6354 | 700 | 3597 | 414 | 206 | 274 | 2515 | 185 | 312 | 153 | 16 | 100 | 3272 | 293 | 2911 |
| 博物館相当施設 | 341 | 4496 | 582 | 2213 | 160 | 119 | 53 | 731 | 125 | 122 | 253 | 21 | 81 | 3352 | 317 | 1957 |
| 博物館類似施設 | 4527 | 10769 | 5500 | 11768 | 1118 | 1998 | 804 | 1465 | 732 | 599 | 123 | 67 | 161 | 8063 | 2703 | 10204 |

（注）1．「専任」とは、常勤の職員として発令されている者であり、「兼任」とは、当該施設以外の常勤の職員で兼任発令されている者であり、

2．「その他の職員」とは、事務職員、技術職員、労務職員等である。

表2.2に基づいて、「2008年博物館学芸員の配置状況一覧」を作成してみると、以下のようになっている。

表2.3　2008年博物館学芸員の配置状況一覧（1）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 館数 | 職員数 | 学芸員数 | 1館当たりの職員数 | 1館当たりの学芸員数 | 学芸員対職員比 |
| 登録博物館 | 907 | 10651 | 3012 | 11.7 | 3.3 | 28.3% |
| 博物館相当施設 | 341 | 7291 | 978 | 21.4 | 2.9 | 13.4% |
| 博物館類似施設 | 4527 | 28037 | 2796 | 6.2 | 0.6 | 10.0% |
| 計 | 5775 | 45979 | 6786 | 8.0 | 1.2 | 14.8% |

すなわち、2008年全国博物館における学芸員平均配置数は1.2人である。が、登録博物館における学芸員平均配置数は3.3人で、博物館相当施設におけるのは2.9人で、両方とも全国の平均配置数の2.5倍近くである。それに対して、博物館類似施設における学芸員平均配置数が0.6人しかなく、全国の平均配置数の半分しかない。もともと全国博物館における平均配置数自体がそんなに高くないけれども、博物館類似施設における学芸員平均配置数が、登録博物館と博物館相当施設におけるそれの五分の一しかないのは、大きな差ではないだろうか。

イ）学芸員配置数の差による問題

　登録博物館における学芸員平均配置数は3.3人で、博物館相当施設におけるのは2.9人である。それに対して、博物館類似施設における学芸員平均配置数が0.6人しかない。

全国博物館における学芸員配置数に差が出るのは、博物館の種別以外に、勿論、博物館の規模等のほかの要素が存在していないというわけではない。けれども、もし、博物館類似施設における学芸員平均配置数が0.6ではなく、博物館相当施設と同じ水準で2.9人であれば、全国4527館（表2.3により）の博物館類似施設で、10,412人の学芸員を新しく採用しなければならなくなる。もしそうなれば、博物館類似施設の増加スピードをも考えて、学芸員の募集情報が常に出ているのが自然になってくるだろう。それで学芸員資格取得者の就職問題もある程度では解決できるようになると思う。

以上に挙げられた二点から、博物館登録制度が学芸員に深くかかわっていることが明白になってくるだろう。

**（2）学芸員制度**

　学芸員制度にかかわりのある博物館登録制度が、2008年の博物館法改正に、緊迫性のある課題として改正が期待されていた。それから、博物館登録制度のほか、学芸員制度自体も、一つの課題として焦点が当てられていた。

　焦点が当てられていたのは、学芸員制度に問題点があるからである。専門的区分・養成、学芸員配置数、教育機能の軽視[[23]](#footnote-23)、歴史文書資料の軽視、学芸員の予算内に展覧会企画[[24]](#footnote-24)などが挙げられる。

第一章博物館法改正の部分において学芸員の専門的区分あるいは養成問題に少し触れ、また、本節の（1）博物館登録制度の部分において学芸員の配置数問題を少し分析した。ここでは、学芸員制度について、この二つの問題点に重点を置き改めて論じようと思う。

ア）学芸員配置数

日本では、原則的に、学芸員が博物館活動を担う者であるが、博物館法には博物館ごとの学芸員配置数に関する規定がない。公立博物館の設置及び運営に関する基準が制定され、学芸員職員数に一定の目処が示された。しかし、殆ど守られていないのが実態である。学芸部門の職員数が実務や施設管理部門の職員数に比べるとあまりに少ないと言わざるをえない[[25]](#footnote-25)。

1973年11月30日文部科学省告示第164号である「公立博物館の設置及び運営に関する基準」第12条の職員の項において、「都道府県及び指定都市の設置する博物館には、17人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館には、6人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとする」とがあり、学芸員配置数について一定の基準が示されていた。さらに、「『公立博物館の設置及び運営に関する基準』の告示について」の10において、その17人及び6人の職員を職務内容別に区分されていた[[26]](#footnote-26)。具体的には、

表2.2　「公立博物館の設置及び運営に関する基準」第10条

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 都道府県立・指定都市立 | 市町村立 |
| ア　第八条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者 | 八人 | 三人 |
| イ　一次資料の収集・保管、展示等を担当する者 | 八人 | 三人 |
| ウ　二次資料の収集、保管等を担当する者 | 一人 |  |

（出典：文部科学省・文社社第一四一号）

しかし、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が2003年6月に廃止されることになった。

2003年6月6日文部科学省告示第113号「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が公布された。「望ましい基準」第9条では、博物館職員に関する規定として、「博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする」となっている。この基準の効力については疑問視する見解もあるが、一つの指標を与えていたものとして重要だった[[27]](#footnote-27)。

イ）学芸員の専門的区分・養成

日本の学芸員資格とその養成のシステムには問題がある。学芸員資格とその養成のシステムは、博物館における細分された専門性に従って分化しておらず、しかも学芸員の養成レベルは学部に置かれ、その博物館学的な専門的な教育・訓練の度合いが低いものだといわざるを得ないという[[28]](#footnote-28)。

具体的な博物館活動の展開の各部門ごとに、学芸職員を専門分化させ、組織整備するのが世界的な傾向である。特にアメリカの博物館の場合には、専門分化が急速に進んでおり、各個別の専門科学の調査研究を直接の役割とするCurator、資料の保存に関する科学的研究を役割とするConservator、資料の修復技術者であるRestorer、展示の効果的な構成や演出技術を受け持つExhibition designer、博物館教育の調査研究と企画実施を役割とするEducator/Curator of education、資料の登録と管理を受け持つRegistrarなどが、学芸部門で並列的に組織され配置されている。これらの専門職員は、一般には大学卒業者が各地の中核的な博物館や大学院修士課程レベルで分化した専門ごとに養成されている[[29]](#footnote-29)。

一方、学芸員の専門的区分と養成に関連して「学芸員」という一括的あるいは独占的な呼称が妥当であるかどうかを論じた研究者もいる。木下直之氏が著作の「学芸員と博物館」に、「学芸員の実態が千差万別であるにもかかわらず、学芸員という総称が通用しているのは、社会がそこにある共通の特質を認めているからだ」と論じている[[30]](#footnote-30)。

以上に論じてきたように、2008年博物館法改正の前に、博物館登録制度と学芸員制度が二つの大きな緊迫性のある課題として、博物館界人士がそれらを討論した。では、それらの課題が2008年の法改正によって解決されたかどうか、また、2008年の法改正をめぐってどのような議論がされたかを見てみよう。

### 法改正をめぐる議論

2008年6月11日に「社会教育法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第59号）が公布・施行された。「博物館法の一部改正」がその中の一部であり、具体的には、「社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるよう改正（博物館法第5条）。」と「学芸員等の研修の努力義務規定を追加（博物館法第7条）。」とがある。

結局、2008年の博物館法改正の前に、博物館界人士が提出した論点、ひいては検討協力者会議において検討された課題、例えば博物館登録制度と学芸員制度が殆ど反映されていない。

2008年博物館法の改正について、文部科学大臣渡海紀三朗氏は答弁において[[31]](#footnote-31)

「…社会の状況も大きく変化をいたしておりますし、それに応じて博物館が持たなければいけない機能なども非常に変わって来ているんだろうと、多様な価値観に対応できるといった、そういうことを望まれている」

「今回の博物館法の改正を契機といたしまして、様々な意見も踏まえながら引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございまう」

「残された問題といいますか、登録制度の問題とか、それから大学院における学芸員の養成教育の在り方、こういった問題は中長期的な課題として認識をいたしております。まず、我々としては引き続きそれも検討していく所存でございますが、法改正後速やかに大学における学芸員養成課程の見直し、こういったことをはじめ、必要な省令とか告示等の改正を行っていくということを考えておりますが」

「加えて、この中長期的な課題につきましても、私どもとしてはできるだけそんなに時間をかけないで結論が出るように検討してまいりたいというふうに考えているところでございます」。

と、答えている。

2006年9月に発足させた「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」に、博物館法全体の見直しについて検討を行っていた。2007年6月にまとめられた報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」では、博物館登録制度や学芸員養成制度の見直し、第三者機関の設置など、広範にわたる提言が盛り込まれた。にもかかわらず、文部科学省は、登録博物館制度や学芸員制度の見直しなどについては、中・長期的視点に立った慎重な検討が必要であることから、今回の法改正では盛り込むことができなかったとしている。また、学芸員の資格付与に際して、一年以上の実務経験を義務付けるという提言も反映していない[[32]](#footnote-32)。したがって、2008年の法律改正を巡る議論では、博物館登録制度と学芸員制度の見直しについては明確な結論は看取されず、最終的に「中長期的な検討課題」と位置づけられるにとどめられた[[33]](#footnote-33)。これについて、全日本博物館学会会長・明治大学教授である矢島国雄氏は「2008年博物館法改正の論点が登録博物館制度と学芸員制度にあった。にも関わらず、2008年の改正博物館法では、この両制度に関しての議論を反映したような改正は全く認めることができない。」[[34]](#footnote-34)と指摘している。

国立科学博物館人類研究部研究主幹海部陽介氏、東京国立博物館保存修復課長神庭信幸氏、東京国立博物館総務部長栗原祐司氏、日本博物館協会専務理事半田昌之氏、国立歴史民俗博物館長平川南氏らも「座談会：今、博物館団体に求められる底力（2）～東京会場から」で、今回の博物館法改正をめぐって議論した。前述した矢島国雄氏の論点と同じ、彼らも、2008年の博物館法改正は、準備段階でしっかりと提言されているにも関わらず、博物館登録制度や学芸員資格制度という法律の根幹部分には改正が見られなかったとしている。その原因は、改正案を限られた数の委員からなる検討会議（6～10人）で検討し、検討内容を博物館関係の各団体・各機関に伝えず、議論をしてもらわずに、まとめとして公表したためであると考えられている[[35]](#footnote-35)。

九州産業大学美術館長吉武弘喜氏は、「博物館法改正問題はこれで幕引きというわけではない。学芸員養成課程の改善・充実などの問題については引き続き検討する必要があるとされている。」[[36]](#footnote-36)と、引き続きの検討を呼びかけている。

# 第三章、日本博物館学芸員の現状

前の二章において、それぞれ日本博物館法、博物館法改正と学芸員について論じた。第一章の論述を通して、博物館法が制定・実施されて以来行われた改正に、学芸員関連の条項の変化がわかるようになってきた。それから、第二章の論述を通して、2回の大きな博物館法改正による学芸員制度の変化とその影響がわかるようになってきた。

博物館法が制定・実施され、法改正が行われたことに伴い、学芸員制度も変わってきた。その結果として、現在の日本博物館学芸員がどうなっているのか。本章においては、日本の博物館学芸員の資格取得過程、資格取得後の就職状況、在職する学芸員の仕事と待遇という三つの段階・方面から、日本博物館学芸員の現状について論じたいと考える。

## 第一節、学芸員資格の取得過程

この部分においては、養成課程、実習、学歴という三つの点から、学芸員資格の取得過程をまとめてみる。

### 養成課程

**（1）今までの変遷**

学芸員の資格を取得するには、大学において博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。博物館法第5条に規定する「大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位（後略）」について、「博物館法施行規則」（昭和30年10月4日文部省令第24号）第1条に掲げられている。

そして、昭和30年（1955年）当初施行された「博物館法施行規則」に定めていた大学において修得すべき博物館に関する科目と単位は5科目10単位であったが、それが今まで2回改正されたことがある。

1996年8月28日に「博物館法施行規則の一部を改正する省令」 (平成8年文部省令第28号) が公布され、翌年の1997年4月1日から施行されることになった。これにより、大学において修得すべき博物館に関する科目と単位が5科目10単位から8科目12単位となった。

更に、2008年博物館法改正に伴って設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」が2007年8月に「学芸員の養成に関するワーキンググループ」を立ち上げ、2009年2月に報告書として「学芸員養成の充実方策について」を公表した[[37]](#footnote-37)。

「学芸員養成の充実方策について」に基づいて博物館法施行規則の一部が改正された。2009年4月30日に「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第22号）が公布され、2012年4月1日から施行されることになった。これにより、大学において修得すべき博物館に関する科目と単位が8科目12単位から9科目19単位となった。

文部科学省生涯学習政策局は今回の学芸員養成科目変化の趣旨について、「（前略）博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における学芸員養成課程における養成科目の改善・充実を図る。」としている[[38]](#footnote-38)。

詳細的には、博物館法施行規則の改正に伴う大学において修得すべき博物館に関する科目と単位が以下のように変化してきた。

表3.1　博物館に関する科目・1955年より施行（5科目10単位）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 科目名 | 単位数 |
| 1 | 社会教育概論 | 1 |
| 2 | 博物館学 | 4 |
| 3 | 視聴覚教育 | 1 |
| 4 | 教育原理 | 1 |
| 5 | 博物館実習 | 3 |

表3.2　博物館に関する科目・1997年より施行（8科目12単位）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 科目名 | 単位数 |
| 1 | 生涯学修概論 | 1 |
| 2 | 博物館概論 | 2 |
| 3 | 博物館経営論 | 1 |
| 4 | 博物館資料論 | 2 |
| 5 | 博物館情報論 | 1 |
| 6 | 視聴覚教育メディア論 | 1 |
| 7 | 教育学概論 | 1 |
| 8 | 博物館実習 | 3 |

表3.3　博物館に関する科目・2012年より施行（9科目19単位）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 科目名 | 単位数 |
| 1 | 生涯学習概論 | 2 |
| 2 | 博物館概論 | 2 |
| 3 | 博物館経営論 | 2 |
| 4 | 博物館資料論 | 2 |
| 5 | 博物館資料保存論 | 2 |
| 6 | 博物館展示論 | 2 |
| 7 | 博物館教育論 | 2 |
| 8 | 博物館情報・メディア論 | 2 |
| 9 | 博物館実習 | 3 |

ついでに、上記したのは大学において修得すべき博物館に関する科目と単位なので、それらの課程の開講している大学はどうなっているかと言うと、2013年4月1日まで、日本においては学芸員養成課程を開講する大学が300校あり、その中に四年制大学が291校で短期大学が9校、更に291校の四年制大学の中には、国立大学が57校、公立大学が20校、私立大学が214校となっている[[39]](#footnote-39)。

**（2）学芸員養成についての展望**

　学芸員の養成課程の変遷は上記したようである。変遷により、学芸員資格を取得するために、履修しなければならない科目とその単位が大きくなってきた。けれども、これからの学芸員養成について、養成課程以外の要望が提出されている。

ア）養成課程では教えていない領域

学芸員が展覧会を企画する際、特に外国人の作品を扱う際に、著作権など知的財産権の保護に関する問題が出てくる。今日、学芸員が資料の貸借交渉や図録作成時における複製の許諾など実際に仕事を展開する時、日本の学芸員養成課程では教えていない領域や知識も必須になってくる。ヨーロッパ諸国では、各国の現場で差が出ないように、博物館専門職の国際参照基準を定めた。これから、日本の学芸員養成課程のカリキュラム再編も国際基準に合わせていく必要がある[[40]](#footnote-40)。

イ）養成を担う大学への期待

学芸員養成にしっかり取り組むこと、自発的に学芸員養成課程の室の維持向上や改革、博物館と連携した取組みを行うこと、すなわち、博物館振興を担う当事者としての取組みが、学芸員養成を担う大学に期待している[[41]](#footnote-41)。

一方、学芸員養成課程を開講する大学も、学芸員養成に関する制度の改善を検討することを要望している[[42]](#footnote-42)。

ウ）養成段階

東京都歴史文化財団事務局総務課企画広報係長の佐々木秀彦氏は、「博物館施策の再構築――多元化・連携の時代に向けて――」の対談において、「学芸員資格が基本資格（准学芸員あるいは学芸員補）と専門資格（学芸員資格）に分かれる。基本資格は大学を中心に養成し、博物館の理解者・支援者を養成する。専門資格は基礎資格を持ち、一定の実務経験を前提とした任用資格とし（後略）」と博物館の「次の十年に向けて展望」し提言した[[43]](#footnote-43)。したし、対談が行った2008年から既に9年過ぎ去ったが、学芸員資格は展望のようになっていない。

佐々木氏は学芸員資格を二つのレベルに分けることを提言した。基本資格（准学芸員あるいは学芸員補）と専門資格（学芸員資格）は実務経験と専門性において差がある。学芸員の養成段階において専門性の高低を区分するという点から言えば、法政大学教授金山喜昭氏も似たような提言をした。

金山氏は段階的なカリキュラム設定という点で学芸員養成の方向性について論じたことがある。金山氏は、段階的にカリキュラムを設定することが重要であるとし、学芸員養成を三つの段階に分けるよう提言した。第一段階において、「博物館や関連職を理解するための教育」を行い、これを通して、「学生たちの職業に対する理解や動機付け」と「学芸員を本気でめざす学生の選別化」をはかる。次に第二段階において、「基礎的職業技能を養成する教育」を行い、この段階の教育により「学芸員希望者が基礎的な専門技能を修得する」ことができる。最後に、第三段階において、「高度職業人・博物館研究者養成教育」を行う。第三段階は、学部卒業生を対象にし、すなわち大学院レベルの養成、この段階においては、高度職業人や研究者の養成が目標とされているが、在職の学芸員も受けることができ、それを通じて、最新の博物館技能を身に付ける[[44]](#footnote-44)。

けれども、佐々木氏と違い、金山氏は学芸員資格の視点からではなく、学芸員養成そのものに重点を置いている。佐々木氏は、学芸員基礎資格取得者（学芸員補、准学芸員）に博物館活動の支援を期待しているが、金山氏は、第一段階の教育を通じて、将来学芸員補や学芸員になれなくても、もっと広い範囲の博物館理解者を養成することができるだろう。

このほか、金山氏が提言している第三段階において、学部卒業生を対象とする教育は「高度職業人・博物館研究者養成」を目指しているが、これに対して、佐々木氏は、「大学と博物館が連携し、学芸員養成のための専門職大学院を開講させ、博物館学芸業務を全般的にこなせるプロフェッションを育てる」ことを提言している。

共通点として二人は、以上の取り組みによって現職学芸員のキャリアアップを、ともに図ろうとしている。

エ）学生の負担への配慮

博物館施行規則の改正に伴い、学芸員養成科目が5科目10単位から9科目19単位となった。博物館（学芸員）に対する新しいニーズに応じるため、博物館運営管理や利用者とのコミュニケーション能力向上、保存科学の基礎知識強化など、これまでなかった科目を加えることも必要になる。しかし、取得者に負担増にならないことも配慮しなければならない[[45]](#footnote-45)。

オ）その他

上記した内容のほか、「実践に関係のない講義」の減少[[46]](#footnote-46)や、資格取得者が多いのに対して就職者が少ないことを考えて養成方向の改善などもこれからの改革において検討しなければならない課題になっている。

### 実習

博物館学芸員資格を取得するには「博物館実習」の単位を履修しなければならないため、実習を行う必要がある。博物館実習については、文部科学省「博物館実習ガイドライン」（2009.4）では次のように示されている。

a)学内実習

* 見学実習…多様な博物館の姿を観察する
* 実務実習…資料を実際に取り扱う
* 事前・事後指導…初回と最後に実施する

b)館園実習

* + 博物館資料の収集、保管、展示、整理、調査研究、教育普及等の学芸員の業務と博物館運営の実態を、実務を体験することによって理解する
	+ 博物館園での実務体験によって、大学で学んできた博物館像を確認する

このガイドラインに基づいて、一般的に大学の博物館実習は、見学実習、実務実習、館園実習とそれぞれの事前・事後指導からなっている[[47]](#footnote-47)。

大学博物館を所有していれば、学内で館園実習を行うことができる。しかし、多くの大学は博物館を所有していないため、学外の博物館での館園実習を経なければならない。学外の博物館実習は、殆ど夏休みに実施している。県外の学生は実家に戻って、地元の博物館で実習を行う。

実習を受け入れる博物館と実習生を出す大学とが連携している場合もあるが、実習の受け入れはだいたい各博物館に任されている。博物館のホームページでは実習の受け入れについての説明は殆どないため、電話で問い合わせることから始める。受け入れている場合も、人数制限があることも多く、先着順、レポートや大学での専攻によって選抜する場合もある[[48]](#footnote-48)。

また、博物館での実習は、教育実習のようにルーティーン化・マニュアル化されていない。実習の日数についても規定がない。2007年度文部科学省委託事業の「学芸員養成カリキュラムに係る調査」（同報告書，丹青研究所，2008年3月）は、インターネットによる調査法で、2400館に調査を送付し、1169館から回答を得ている。この調査によると、受け入れ日数は、1～5日が22.2%、6～10日が49.1%、11～20日が16.6%である。受け入れ体制について、「対応に時間がかかり、受け入れ期間中に他の業務が滞る」、「開館業務と実習日程の調整が難しい」、「学生の都合では夏休みの長期休暇中が都合が良いが、科学館はその期間が来館者が多いので対応が難しくなる」など、受け入れ博物館の困難がうかがえる[[49]](#footnote-49)。

一方、実習の日数について明確な規定がなく、実習者の受け入れにおいて困難や問題もあるが、五島美術館学芸部長である名児耶明氏が、博物館での実習時間をもっと増やすべきだと提案している。理由としては、「実習による現場体験を充実にすれば、現場に入った時、ゼロから教え込む必要がなくなるので、より実践的な人材育成になる」とが挙げられている。

しかし、名児耶氏の意見に対して、国立歴史民俗博物館長の平川南氏は、「学芸員実習の経験が、現場で活かされたということもあまりない」と反対的な意見を述べた。平川氏は、特定の分野をしっかり研究してきた人材が博物館に入ってから実際の体験を通じて、その博物館に必要な人材になることが、博物館に入る前に長い時間をかけて実習することより増しだと考えている[[50]](#footnote-50)。

確かに、「学芸員養成についての展望」のところも論じたように、学芸員養成の改革において、学生にとってあまり負担増にならないように配慮しなければならない。もちろん、学芸員資格を取得するには実習が欠かせない重要な部分であるが、博物館の多様な分類を考えてみれば、博物館に就職する前に、長い時間をかけて実習しても、その博物館での実習経験は将来の仕事に役に立つかどうかもわからないことではないだろうか。平川南氏が学芸員実習時間の増加を賛成しないのも、博物館の分類の多様さを考慮したのではないか。

あるいは、金山氏が論じているように、実習が採用の予備的な人選につながり、学生と博物館双方にとって利点がある[[51]](#footnote-51)ように実習を展開することが可能であれば、そちらのほうが一番よいではないか。

実習時間についての規定がないことや、博物館側の実習生の受け入れ困難などの問題を解決するには、学芸員養成の実践的なシステムを作るほか、「実習にどこまでの養成を求めるのか、期待するのか、その目標・目的の明確化」[[52]](#footnote-52)が重要である。

2007年11月に開催された第55回全国博物館大会で、文部科学省の検討協力者会議が報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」において、「各博物館は、学芸員基礎資格を有する者を積極的に雇用し、日常的な職務の遂行による実務経験を積ませることを通じて有能な学芸員の育成に参画（後略）」とある[[53]](#footnote-53)が、仙台市博物館長である佐藤憲一氏はそれが現実的でないとしている。理由として、佐藤氏は「博物館設置者には複数の学芸員配置や専門分野ごとの適切人員配置の余裕さえないので、学芸員基礎資格の者を受け入れる予算と余裕がない」[[54]](#footnote-54)と述べている。

### 学歴重視

（1）国際状況

イギリス、フランス、韓国では、日本の博物館「学芸員」に相当する職がある。ここで、この三カ国において、「学芸員」相当資格の取得要件を紹介していく。

既に前に述べたように、イギリスの博物館専門職員は専門性によりCurator、Conservator、Restorer、Exhibition designer、Educator/Curator of education、Registrarなどに区分されている。それらの職員の養成レベルが大学院終了レベルにあるとされている[[55]](#footnote-55)。

イギリスの博物館専門職員養成制度がAssociateship of Museums Association（AMA）と呼ばれており、この資格を得るために、まず博物館協会に資格申請の登録を行わなければならない。登録資格申請には四つのルートが示されている。それぞれのルートの申請条件が異なっている：①ルートAは博物館協会に自分の実務経験を証明すること、②ルートBは文化遺産学で文化遺産国立研究所認定の知識能力基準レベル4を満たす、又は文化遺産マネージメント学で国立研究所認定の知識能力基準レベル5を満たすこと、③ルートCは文化遺産国立研究所承認及び博物館協会認定の博物館学コースの単位を取得すること、④ルートDは博物館協会認定の大学院で博物館学コース、文化遺産コースの単位を取得することが条件だとされている。これらの申請要件はいずれも大学院相当のレベルであるという[[56]](#footnote-56)。

フランスの「コンセルヴァトゥール」（Conservateur）が日本の「学芸員」に相当する。コンセルヴァトゥール選抜試験の合格者の殆どが修士、博士であるとされている。コンセルヴァトゥール資格を取得するには、まず国立文化財学院を卒業しなければならない。国立文化財学院の卒業生は国立、地方の博物館で公務員として勤務する。それから国立文化財学院の選抜試験を受け、試験合格後に18カ月間の研修（そのうち、8カ月間は講義とセミナー、9カ月間は実習（計3回、30週間相当）、他は休暇）を受講しコンセルヴァトゥール資格を取得する。しかし、選抜試験は公務員の現職者（勤務7年以上）向けの内部試験と、学士号以上の学位取得者向けの外部試験があるけれども、合格者のほとんどは修士号、博士号取得者であるという[[57]](#footnote-57)。

韓国の「学芸士」が日本の「学芸員」に相当する。しかし、韓国の学芸士資格は1級正学芸士、2級正学芸士、3級学芸士、準学芸士と四つのレベルに区分されている。それぞれの資格要件が異なっている。準学芸士資格を取得するには、学士の学位を取得し、国家試験合格、経歴認定対象機関[[58]](#footnote-58)での1年以上の実務経験が必要とする。3級学芸士資格を取得するには、博物館関連分野の博士学位取得者で、経歴認定対象機関での1年以上の実務経験が必要とし、あるいは、準学芸士資格を取得した後、経歴認定対象機関での7年以上の実務経験が必要とする。2級正学芸士資格を取得するには、3級学芸士資格を取得した後、経歴認定対象機関での5年以上の実務経験が必要とする。1級正学芸士資格を取得するには、2級正学芸士資格を取得した後、経歴認定対象機関での7年以上の実務経験が必要とする[[59]](#footnote-59)。すなわち、韓国の学芸士は、準学芸士が学士学位（＝学部）のレベルにあるのを除けば、1級正学芸士、2級正学芸士、3級学芸士資格を取得するには全て博士学位（あるいは博士学位に相当する経歴）が必要と規定されている。

（2）日本

日本の博物館学芸員養成レベルは今でも学部卒にある。博物館法が制定された1951年当時、イギリスなどの諸外国の博物館専門職員の資格基礎が大学院修士課程レベルにあった。博物館法制定当時の状況を考えれば、当初は学部卒にしたのも肯けるが、社会環境の変化や高等教育の大衆化などに応じて、学芸員養成のレベルや内容も高度化することが必要になってくる。しかし、日本はそのことに全く手がつけられてこなかった[[60]](#footnote-60)。

日本における学芸員養成を大学院レベルに上げることについて、国際基準の視点から賛成している人もいるし、それが必要のないと考えて反対している人もいる。

ア）賛成意見

金山喜昭氏は、大学院での養成が学芸員の資質向上に方向性を示しており、しかも、国際基準という視点からも大学院で「高度職業人教育や博物館研究者養成」をはかることが当然だとしている[[61]](#footnote-61)。前にも述べたように、金山氏が段階的なカリキュラム設定を学芸員養成の方向性として提言した。彼が提言した第三段階の養成も、学部卒業生を対象にしている。すなわち、「高度職業人教育や博物館研究者養成」には、学部以上の、大学院レベルの教育が必要である。

イ)反対意見

しかし、大東文化大学文学部准教授の宮瀧交二氏は、現行のまま学部卒での資格取得が望ましいとしている。宮瀧交二氏は、学部卒での資格取得が大学で学芸員養成課程を担当する教員の総意であるとし、理由として、彼は「現在でも、学芸員になりたいと考えている学生は、厳しい就職状況の中でもしっかりと勉強し、チャンスをつかんでいますが、資格のハードルを大学院卒に上げたところで、この就職状況が大きく変わるとは思えない」[[62]](#footnote-62)と述べている。

さらに、宮瀧氏は、学芸員になりたい学生が大学で基本知識を勉強してから早めに博物館現場に行ってより具体的な知識と技術を身に付けるほうがいいと考えており、「考古学、民俗学、自然科学等の専門性は、学部のみならず、大学院などで勉強しなければにつかないことが事実であるが、それがそのまま学芸員資格の大学院での付与ということにはつながらない。要は学内教育の質の問題であり、修士課程や博士課程に行くことでよい学芸員になれる保証はない」[[63]](#footnote-63)としている。宮瀧氏の意見と同じように、千葉県立現代産業科学館普及課長である森田利仁氏は、博物館が職員を採用する際に学芸員資格を必須条件としたら必要な人材が応募してこないと述べている。

五島美術館学芸部長の名児耶明氏と東京国立博物館保存修復課長の神庭信幸氏は、大学レベルの学芸員資格者が現場で使えない人が多いという印象が強いことや、学芸員を目指す学生を早めに現場に送り出して現場で最終的に育成することであれば、学芸員養成制度、学芸員資格付与などが不必要になるかもしれない[[64]](#footnote-64)と論じている。

しかし、名児耶氏と神庭氏の論点に対して、森田利仁氏は「学芸員制度の問題の背景に深い利害対立がある」とし、博物館学の存在、学芸員養成課程を担当する教員のこと、私立大学が生き残るため資格向け講座を増やしてきことなどを考慮すれば、学芸員制度改革の問題が「深刻な利害対立を生み、博物館界を分裂させる危険性を孕む問題である」[[65]](#footnote-65)と、彼は論じている。

ウ）中間的な意見

第55回全国博物館大会のシンポジウム「新しい時代における博物館制度の在り方」においても、参加者たちが大学院レベルの学芸員養成や上級学芸員資格者の育成などを議論したが、学芸員養成の学部レベルの見直しについて、常磐大学大学院教授の水嶋英治氏は「学部レベルをホップ、大学院レベルをステップ、現職者・上級レベルをシャンプ[[66]](#footnote-66)の三階段にたとえれば、ステップを外してホップからいきなりジャンプに飛ぶような議論をしていた感じは否めない」[[67]](#footnote-67)としている。

## 第二節、資格取得者の就職状況

すでに前の章において論じたように、日本の学芸員資格取得者の就職状況がそんなに楽観的ではない。

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議の第2次報告書「学芸員養成の充実方案」において、「学芸員資格取得者数と実際の博物館における採用者数に大きな懸隔がある」と指摘されているが、博物館における学芸員等の採用が増加するための対策として、博物館に関する科目・単位の充実、博物館登録制度の見直し、社会的に博物館活動に対する理解や支援の向上が挙げられている[[68]](#footnote-68)。

2008年度文部科学省委託事業「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」により、2007年度の学芸員資格取得者は8588人で、その中で博物館等関連施設に就職することができたのは112人であった[[69]](#footnote-69)。

|  |
| --- |
| 学芸員資格の取得と博物館への就職に関する調査事項【設問13】学芸員資格の取得と博物館への就職貴校における、最近3カ年（平成17・18・19年度）の学芸員資格取得者数と資格取得者の中で博物館等関連施設に就職した人数をご記入下さい。※「博物館等関連施設」とは：博物館、美術館、資料館、史料館、文書館、埋蔵文化財センター、アートセンター、動物園、植物園、水族館（展示主体で、作品売買を行わない）ギャラリー等 |
| 年度 |  | 学部生 | 大学院生 | 科目等履修生 | 通信教育学生 | 計 |
| 2005 | 取得者数 | 9,246 | 148 | 142 | 103 | 9,663 |
| 就職者数 | 116 | 22 | 9 | － | 151 |
| 2006 | 取得者数 | 8,989 | 179 | 139 | 143 | 9,451 |
| 就職者数 | 100 | 38 | 3 | － | 144 |
| 2007 | 取得者数 | 8,155 | 155 | 109 | 169 | 8,588 |
| 就職者数 | 75 | 26 | 7 | － | 112 |

※文部科学省委託事業「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」より作成[[70]](#footnote-70)

設問13の回答を見れば、2007年の状況では、博物館関連施設に就職した人が資格取得者の1.56%を占めている。その中、学部生の資格取得者数が資格取得者全体の95.7%に対して就職者数が就職者全体の76.82%を占め、博物館関連施設に就職した学部生が学芸員資格を取得した学部生全体の1.25%を占めている。一方、大学院生の資格取得者数が資格取得者数全体の1.53%に対して就職者数が全体の14.57%を占め、博物館関連施設に就職した大学院生が学芸員資格を取得した大学院生全体の14.86%を占めている。

博物館関連施設に就職した学部生が学芸員資格を取得した学部生全体の1.25%を占めていることから、学芸員資格者の就職難が分かる。けれども、博物館関連施設に就職した学部生が就職者全体の76.82%、大学院生が就職者全体の14.86%を占めていること考えてみれば、学芸員養成を大学院レベルに上げるのが本当に必要なのかどうかを慎重に検討しなければならない。

そして、学芸員資格取得者数と博物館関連施設に就職者数の間に大きな懸隔があるという現状が、学芸員を目指している学生たちの進路選択に影響を与えている。

同じ文部科学省委託事業「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」において、学芸員養成課程を履修している大学生・大学院生を対象とした設問で、履修動機として23.7%の学生は「学芸員として博物館で仕事をしたいから」と回答している。しかし、就職活動をしている学生や内定をもらった学生に、博物館への就職活動を行っているかどうか、或は行ったかどうかをたずねたところ、「行っている」と答えているのが9.5%、「行った」と答えているのが10.2%であった[[71]](#footnote-71)。

学芸員資格取得者数と博物館関連施設に就職者数の間に大きな懸隔がある原因として、採用者数が少ないこと、非正規雇用の増加、高学歴化等が挙げられている[[72]](#footnote-72)。

ア）採用者数が少ないこと

第二章にも論じたように、日本の博物館登録制度、そして博物館ごとの学芸員配置数に明確の規定がないことで、博物館、とくに博物館類似施設に配置された学芸員が非常に少ない。そのため、博物館全体が増加しているにも関わらず、学芸員の採用者数がそれに応じて大きくなってはいない。

|  |
| --- |
| 博物館制度や学芸員制度などに関する調査事項【設問17】学芸員制度学芸員養成課程を担当する教員の視点に立って、学芸員制度に関するあなたのご意見やお考えで、以下の選択肢の中から該当するものがあれば全てお選びください（複数回答可）1.現行の大学における、学芸員養成課程のカリキュラムを改善・充実する必要がある2.大学院など専門高等機関を儲けることにより、学芸員の養成課程を高度化・専門化する必要がある3.学芸員の研修・経歴などを評価し、上級学芸員など職階制度を導入する必要がある4.学芸員制度に職種による区分（研究、教育、保存修復など）を導入する必要がある5.学芸員の数を増員し、採用機会を拡大する必要がある6.博物館内外で学芸員の研修を行う機会を増やす必要がある7.その他 |

※文部科学省委託事業「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」より作成[[73]](#footnote-73)

設問17の回答から分かると思うが、「5．学芸員の数を増員し、採用機会を拡大する必要がある」としている学芸員養成課程を担当する教員が回答者数全体の79.4%を占めている。採用者数が少ないことが学芸員就職難における一番大きな問題だといえるだろう。それから、学芸員を募集する情報公開や採用時期（タイミング）も学芸員就職に難しさを加えたともされている。

イ）採用条件・非正規雇用

日本では1970年代から1980年代にかけて博物館の建設が盛んであり、当時採用された20代の学芸員が今定年を迎えている。しかし、近年の学芸員採用状況を見れば、正規職員が定年退職した後、博物館は経費圧縮などのため、非常勤学芸員などの非正規職員を雇用して穴埋めしている事例がある。採用者数が少ないことに、さらに非正規雇用が増えることを加えれば、一旦正規雇用の機会があると応募者が多く集まる。

ウ）高学歴化の進み

高学歴の進みも学芸員取得者就職難の原因の一つとして挙げられているが、前述したように、学芸員の採用者数が少ないけれども、結局、就職者の中に、学部生が76.82%で、大学院生が14.86%となっている。これから、学芸員資格取得の就職状況がどうなるだろうかは、学芸員を採用するほう、すなわち博物館側の需要に耳を傾ける必要があると考える。

## 第三節、在職学芸員の現在状況

　第一節において、養成課程、実習、学歴重視との三つの点から学芸員資格取得過程を論じ、第二節において学芸員資格取得者の就職状況とその原因を論じてきた。この節においては、学芸員資格を取得し、それから、厳しい就職状況の中で、博物館関連施設に就職した学芸員、すなわち在職する学芸員の現在状況について浅く論じよう。

　表3.4は、表2.3と同じである。すでに第二章において論じたものであるが、在職学芸員の状況として、改めて論じたいと考える。

表2.2「博物館職員数　2008年10月1日現在」に基づき、「2008年博物館学芸員の配置状況一覧」を作成してみると、下記の表3.4と3.5のようになっている。

表3.4　2008年博物館学芸員の配置状況一覧（1）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 館数 | 職員数 | 学芸員数 | 1館当たりの職員数 | 1館当たりの学芸員数 | 学芸員対職員比 |
| 登録博物館 | 907 | 10651 | 3012 | 11.7 | 3.3 | 28.3% |
| 博物館相当施設 | 341 | 7291 | 978 | 21.4 | 2.9 | 13.4% |
| 博物館類似施設 | 4527 | 28037 | 2796 | 6.2 | 0.6 | 10.0% |
| 計 | 5775 | 45979 | 6786 | 8.0 | 1.2 | 14.8% |

表3.5　2008年博物館学芸員の配置状況一覧（2）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 学芸員数 | 専任・兼任 | 非常勤 | 非常勤学芸員対学芸員比 |
| 登録博物館 | 3012 | 2700 | 312 | 10.4% |
| 博物館相当施設 | 978 | 856 | 122 | 12.5% |
| 博物館類似施設 | 2796 | 2197 | 599 | 21.4% |
| 計 | 6786 | 5753 | 1033 | 15.2% |

すでに論じたように、全国博物館における学芸員平均配置数が1.2人であるが、登録博物館におけるのが3.3人で、博物館相当施設におけるのが2.9人であるのに対して、博物館類似施設における学芸員平均配置数が0.6人しかない。

しかし、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設が学芸員配置数において差があるだけの問題ではない。

博物館の規模も学芸員の配置数を影響する一要因かもしれないと前に少し触れたことがある。が、学芸員だけではなく、博物館職員全体の配置数が館の規模に影響されるだろう。そうであれば、どちらの種別の博物館においても、学芸員の配置数対職員全体の配置数の比がだいたい同じくらいのほうが自然ではなかろうか。けれども、表3.4によると、登録博物館における学芸員対職員比が28.3%であるが、博物館相当施設におけるのが13.4%、博物館類似施設におけるのが10.0%である。そのため、学芸員対職員比も登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設において差が出てきている。

それから、表3.5によると、博物館に配置される学芸員といっても、専任・兼任学芸員と非常勤学芸員に分けることがわかるだろう。表に示されているように、登録博物館に配置された学芸員の中、非常勤学芸員が学芸員全員の10.4%で、博物館相当施設のほうが12.5%であるのに対して、博物館類似施設に配置された学芸員の中、非常勤学芸員が学芸員全員の21.4%である。

では、2008年の博物館法改正から7年間が経った2015年の状況はどうなっているだろうか、データで見てみよう。

表3.6　博物館職員数　2015年10月1日現在[[74]](#footnote-74)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 館数　 | 職員数 | 館長（又は施設の長） | 学芸員 | 学芸員補 | その他の職員 |
| 専任 | 兼任 | 非常勤 | 指定管理者[[75]](#footnote-75) | 専任 | 兼任 | 非常勤 | 指定管理者 | 専任 | 兼任 | 非常勤 | 指定管理者 | 専任 | 兼任 | 非常勤 | 指定管理者 | 専任 | 兼任 | 非常勤 | 指定管理者 |
| 登録博物館・博物館相当施設 | 1249 | 9570 | 1237 | 5648 | 3420 | 517 | 308 | 279 | 141 | 3233 | 314 | 564 | 619 | 353 | 37 | 189 | 144 | 5467 | 578 | 4616 | 2516 |
|
| 博物館類似施設 | 4433 | 7485 | 4688 | 8143 | 8478 | 836 | 1746 | 484 | 768 | 1087 | 700 | 539 | 758 | 128 | 14 | 83 | 61 | 5434 | 2228 | 7037 | 6891 |

その表に基づいて、「2015年博物館学芸員の配置状況一覧」を作成してみると、表3.7と3.8のようになっている。

表3.7　2015年博物館学芸員の配置状況一覧（1）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 館数 | 職員数 | 学芸員数 | 1館当たりの職員数 | 1館当たりの学芸員数 | 学芸員対職員比 |
| 登録博物館&博物館相当施設 | 1249 | 19875 | 4730 | 15.9 | 3.8 | 23.8% |
| 博物館類似施設 | 4433 | 28794 | 3084 | 6.5 | 0.7 | 10.7% |
| 計 | 5682 | 48669 | 7814 | 8.6 | 1.4 | 16.1% |

表3.8　2015年博物館学芸員の配置状況一覧（2）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 学芸員数 | 専任・兼任 | 非常勤 | 指定管理者 | 非常勤学芸員対学芸員比 | 指定管理者学芸員対学芸員比 | 非常勤・指定管理者学芸員対学芸員比 |
| 登録博物館博物館相当施設 | 4730 | 3547 | 564 | 619  | 11.9% | 13.1% | 25.0% |
| 博物館類似施設 | 3084 | 1787 | 539 | 758  | 17.5% | 24.6% | 42.1% |
| 計 | 7814 | 5334 | 1103 | 1377  | 14.1% | 17.6% | 31.7% |

　データからみれば、2015年になっても、博物館類似施設における学芸員配置数、配置された学芸員対職員の比や非常勤学芸員対学芸員の比などの面において、登録博物館と博物館相当施設との差が縮めてきたでもないことがわかるだろう。そのため、資料の収集・保管・展示、資料に関する調査研究、教育普及などの学芸員に期待されている機能や学芸員が担当している仕事内容を考えれば、在職する学芸員たち、とくに博物館類似施設で働く学芸員たちの仕事の量や責任の重さもわかってくるだろう。

### 在職学芸員の仕事と職能

　博物館で働く学芸員たちの仕事と職能はすでに前に何回もふれたが、ここでそれを少し展開してみてみよう。

　博物館法においては学芸員の役割を、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と定められているが。が、生涯教育時代の到来に伴い、教育普及機能も期待されている。

ア）資料の収集・保管・展示、資料に関する調査研究

博物館法第2条において、博物館の定義として、博物館は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」であるとされている。

それから、博物館法第4条の4において、学芸員の役割として、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」とされている。

すなわち、博物館は資料の収集・保管・展示・資料に関する調査研究という四つの機能を持っており、学芸員はそれらの機能の発揮のため、資料収集・保管・展示及び調査研究を行う。学芸員の調査研究活動により博物館の資料が増加する。また、資料収集や調査研究活動により学芸員の見識が深まり、それが「蓄積された資料とあいまって博物館ならではの教育活動の原動力となる」[[76]](#footnote-76)。

イ）教育普及

1949年に制定された社会教育法の第9条において、「（図書館及び）博物館は、社会教育のための機関とする」ことが定められている。

日本博物館協会が21世紀の博物館の指針として公表した「対話と連携の博物館」においては、「生涯学習社会における教育システムでは家庭教育、学校教育、社会教育を結ぶラインの中で、その責任区分が明らかになり、博物館本来の教育機能を発揮することを強く求められている」と、博物館の教育機能が強調されている[[77]](#footnote-77)。

社会教育施設としての博物館で働いている学芸員は、博物館利用者向けの教育普及活動を担っている。2006年度に文部科学省委託事業として、丹青研究所がまとめた「博物館制度の実態に関する調査研究報告書」の中、「新任学芸系職員に最も期待する資質、能力」では教育普及活動に関する実践的知識・ノウハウが11.5%であった。そこから、博物館の学芸員募集において教育普及にも長けた人材が求められていることがうかがえるという[[78]](#footnote-78)。

しかし、既に前に論じてきたように、現行の博物館法の中に学芸員の職能として、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」とがあるけれども、「教育」を学芸員の職能の一つとして明確に定められていないのが現状である。そのため、「教育は二の次という発想が、現役（在職）の学芸員を無意識のうちに縛っている」とされている[[79]](#footnote-79)。

生涯教育時代の到来に伴い、教育職能が学芸員にこれまで以上に求められている。イギリスなどの欧州博物館のように、博物館に「Educator」（エデュケーター）という来館者・利用者向けの教育活動を担当する専門学芸員を配置することや、学芸員の配置数増加、更には学芸員制度の改革、ボランティアの受け入れなどが提言されるようになっている。

# 終わりに

学芸員が博物館法の規定により博物館で配置された専門職員の一種である。日本の博物館法は1951年12月1日に公布・施行されてから2008年まで17回の改正が行われてきており、学芸員制度も博物館法改正に伴い変化してきた。

1955年7月に公布された「博物館法の一部を改正する法律」により、「人文科学学芸員」と「自然科学学芸員」の区分が廃止され、「学芸員」という職名が一元化された。現在の学芸員制度に存在する異なる種別の博物館の学芸員配置数に差があること、学芸員の専門的区分・養成がないことや、学芸員資格取得者の就職状況などを配慮すれば、学芸員区分の廃止が学芸員制度にとってよいことだろうかは少しでも分かるだろう。

それから、1955年から53年が経ち、2008年博物館法改正はおよそ半世紀ぶりの大きな改正として、法改正の前に、博物館の定義、博物館登録制度や学芸員制度などの見直しをめぐって博物館界が広く討議した。にもかかわらず、最終的に登録博物館制度や学芸員制度の見直しなどの課題が文部科学省に「中長期的な検討課題」として位置づけられ、法改正に盛り込むことができなかった。

したがい、学芸員制度にあった課題は依然として存在している。例えば、博物館法に博物館ごとの学芸員配置数に関する規定がないこと、学芸員を具体的に担当・展開する活動によって専門分化していないこと、養成段階における専門的養成、実習日数についての規定がないこと、学芸員養成を大学院レベルに上げるべきかどうか、生涯教育時代の到来に伴う学芸員の教育職能の重視などを挙げることができる、これらの問題については引き続き検討する必要がある。

それから、学芸員資格取得者で最終的に博物館関連施設に就職する人が少ないのが現状である。学芸員資格取得者数と博物館関連施設に就職者数の間に大きな懸隔があることの直接的原因としては、採用者数が少ないことが挙げられている。けれども、博物館ごとの学芸員配置数と学芸員の専門的区分についての規定がないことも原因として考えられるではないか。博物館ごとの学芸員配置数についての規定がないから、経費削減のために新しい学芸員を雇用しない或は非正規雇用で穴埋めをしている博物館が少なくない。そして、現在の学芸員制度により、学芸員が専門的に区分されていないため、在職学芸員が資料の収集、保管、展示及び資料に関する調査研究などの事業をすべて行っており、しかも、総合博物館では理工科的な資料と文科的資料と両方があるだろう。全国の博物館において1館当たりに1.4名の学芸員（2015年のデータ）が配置されていることを考慮してみれば、在職の学芸員たちの負担が非常に重いと言っても過言ではないと思う。それで、学芸員を専門的に区分し、それから博物館ごとの学芸員配置数を具体的に規定すれば、博物館学芸員の採用者数が増加し、学芸員資格取得者数と博物館関連施設に就職者数の間の懸隔も小さくなり、在職の学芸員の負担が少しでも軽くなってくるなどのことが期待できるだろう。

更に、日本の博物館が博物館法別或は登録別で登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設という三種類に区分されており、現行の日本博物館認定・登録制度によっては、博物館総数が増加しているが、登録博物館数と博物館相当施設があまり増えていない（1987年から2011年にかけて日本の博物館が3436館増えたが、博物館類似施設が2911館増え、増加館数全体の84.7%を占めている）。在職の学芸員数は登録博物館と博物館相当施設が博物館類似施設より多いという現状を配慮すれば、博物館認定・登録制度も学芸員制度、特に学芸員資格取得者の就職状況の障害となってしまっていると言わざるをえないだろう。一定の基準を満たしている博物館を認定し登録していくような仕組みに改めること、すなわち博物館認定登録制度の見直しが必要で緊迫的である。

日本の博物館登録制度や学芸員制度に存在する問題を浅く論じてきた。日本の博物館登録制度や学芸員制度に存在する問題は、博物館法改正により解決されたのもあり、解決されていなかったのもあり、さらに法改正により新しく起きた問題もあった。そこから、参照になるところもあれば、教訓を汲むことができるところもある。これから、もしわが中国の博物館条例が改正されたら、特に学芸員相当の館員に関する条例改正が行われたら、それらの参照になるところや、教訓を汲むことができるところから、少しでも参考になれればと思う。

# 参考文献

**一、日本の文献**

1. 財団法人日本博物館協会.博物館研究.2008(43)-2015(50).
2. 大堀哲.博物館概論[N].東京:学文社,2008.
3. 関秀夫.日本博物館学入門(第2版)[N].東京:雄山閣出版,1999.
4. 加藤有次,鷹野光行,西源二郎,山田英徳,米田耕司.新版博物館学講座3 現代博物館論―現状と課題―[N].東京:雄山閣出版,2000.
5. 全国大学博物館学講義協議会西日本部会.新しい博物館学[N].東京:芙蓉書房出版,2008.
6. 熊野正也,石渡美江,松浦淳子.博物館法・館長・学芸員：生涯教育審議会の答申と文化政策の将来構想を読んで[J].明治大学博物館研究報告,1999,(4):5-19.
7. 對馬由美.博物館教育普及活動から見た学芸員の資質に関する研究[J].教育研究所紀要,2004(13):47-56.
8. 印藤あかり.学芸員の働き[J].関西大学博物館紀要,2006,(12):A22-A24.
9. 高橋克.江戸川大学における学芸員資格取得養成課程の現状と課題[J].情報と社会，2008,(18):61-72.
10. 岡庭義行.博物館法改正と学芸員養成[J].帯広大谷短期大学紀要,2012,(49):1-10.
11. 君塚仁彦,渡辺美知代,池尻豪介.博物館学芸員の雇用・労働をめぐる現状とインターンシップに関する一考察[J].東京学芸大学紀要総合教育科学系,2013,(64):23-38.
12. 木下直之.連載:情報に関する資格と専門職(4) 学芸員と博物館[J].情報の科学と技術,1998,(9):535-536.
13. 矢島国雄.博物館経営論(序）[J].Museum Study 8,1997,(3):8-9.
14. 大野一郎,若月憲夫,日露野好章.博物館の世界－博物館経営の諸問題Ⅱ:博物館と市民意識[J].東海大学課程資格教育センター論集 6,2007,105.
15. 石月静恵.博物館と博物館実習[J].桜花学園大学人文学部研究紀要,2009，(11),121-126.

**二、中国の文献**

1. 张昱.日本学艺员制度及其对我国建立博物馆职业资格认证制度的启示[J].博物馆研究,2014,(4):35-39.
2. 张昱.博物馆职业资格认证的国际经验浅析[J].中国博物馆,2015,(3）：70-77.
3. 陈娅.当代日本美术馆学艺员制度研究[J].中国美术馆,2016,(2):79-85.

# 謝辞

本論の作成にあたりまして、たくさんのご指導とご協力をいただいた方々に心よりお礼を申し上げたいと存じます。

まず、指導教官の**XXX**先生に深く感謝の意を表したいと存じます。**XXX**先生から、日本社会の研究方法、参考資料の収集方法、研究課題の選出、論証の進め方、内容訂正などについて親切なご指導と詳細なご意見をいただき、本論の準備段階から最後の完成に至るまで親切なご支援をいただきました。**XXX**先生に心から感謝の意を申し上げます。

続きまして、この三年間授業してくださった**XXX**先生、**XXX**先生、**XXX**先生、**XXX**先生、**XXX**先生、**XXX**先生、**XXX**先生、**XXX**先生に心より感謝いたします。諸先生方のご指導をいただき、いろいろ勉強になりました。誠にありがとうございました。

また、同窓の皆様に心から感謝の意を表いたします。皆様のおかげで、この三年間、とても楽しく過ごせました。

最後に、お忙しいところ、本論の審査を担当していただいた諸先生方に、心よりお礼を申し上げます。

# 付録

**博物館法（現行）**

昭和26年12月1日・法律285号

**第1章　総　則**

*（この法律の目的）*

**第1条**　この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設定及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

*（定義）*

**第2条**　この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び[図書館法](http://www.houko.com/00/01/S25/118.HTM#top)（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

**2**　この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

**3**　この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

*（博物館の事業）*

**第3条**　博物館は、[前条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#002)第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一　実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二　分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三　一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四　博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五　博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六　博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七　博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八　当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十　他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一　学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

**2**　博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

*（館長、学芸員その他の職員）*

**第4条**　博物館に、館長を置く。

**2**　館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

**3**　博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

**4**　学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

**5**　博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

**6**　学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

*（学芸員の資格）*

**第5条**　次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一　学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二　大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

三　文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

**2**　前項第2号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

*（学芸員補の資格）*

**第6条**　学校教育法（昭和22年法律第26号）[第90条](http://www.houko.com/00/01/S22/026.HTM#090)第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

*（学芸員及び学芸員補の研修）*

**第7条**　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

*（設置及び運営上望ましい基準）*

**第8条**　文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

*（運営の状況に関する評価等）*

**第9条**　博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

*（運営の状況に関する情報の提供）*

**第9条の2**　博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

**第2章　登　録**

*（登録）*

**第10条**　博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条及び第29条において同じ。）の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

*（登録の申請）*

**第11条**　[前条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#010)の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一　設置者の名称及び私立博物館にあっては設置者の住所

二　名称

三　所在地

**2**　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　公立博物館にあっては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二　私立博物館にあっては、当該法人の定款の写又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

*（登録要件の審査）*

**第12条**　都道府県の教育委員会は、[前条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#011)の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第1項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一　[第2条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#002)第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二　[第2条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#002)第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三　[第2条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#002)第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四　1年を通じて150日以上開館すること。

*（登録事項等の変更）*

**第13条**　博物館の設置者は、[第11条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#011)第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

**2**　都道府県の教育委員会は、[第11条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#011)第1項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

*（登録の取消）*

**第14条**　都道府県の教育委員会は、博物館が[第12条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#012)各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から2年間はこの限りでない。

**2**　都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

*（博物館の廃止）*

**第15条**　博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

**2**　都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

*（規則への委任）*

**第16条**　この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

**第17条**　削除

**第3章　公立博物館**

*（設置）*

**第18条**　公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

*（所管）*

**第19条**　公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

*（博物館協議会）*

**第20条**　公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

**2**　博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第21条**　博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

**第22条**　博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

*（入館料等）*

**第23条**　公立博物館は、入館料その他持物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

*（博物館の補助）*

**第24条**　国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

**2**　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

**第25条**　削除

*（補助金の交付中止及び補助金の返還）*

**第26条**　国は、博物館を改正する地方公共団体に対し[第24条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#024)の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第1号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第3号及び第4号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一　当該博物館について、[第14条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#014)の規定による登録の取消があつたとき。

二　地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三　地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四　地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

**第4章　私立博物館**

*（都道府県の教育委員会との関係）*

**第27条**　都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

**2**　都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

*（国及び地方公共団体との関係）*

**第28条**　国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

**第5章　雑　則**

*（博物館に相当する施設）*

**第29条**　博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、その他の施設にあっては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、[第27条](http://www.houko.com/00/01/S26/285.HTM#027)第2項の規定を準用する。

**外交学院硕士研究生**

**学位论文答辩委员会组成人员名单**

**作者：某某某 专业：日语语言文学 导师：某某某**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 答辩委员会成员 | 姓 名 | 职 称 | 所 在 单 位 |
| 主席 | 某某某 | 教授 | 北京外国语大学日本学研究中心 |
| 委员 | 某某某 | 教授 | 外交学院 |
| 某某某 | 副教授 | 外交学院 |
|  |  |  |
|  |  |  |

**研究生部制表**

1. 张昱，日本学艺员制度及其对我国建立博物馆职业资格认证制度的启示，博物馆研究，2014年第4期（总第128期），35-39页 [↑](#footnote-ref-1)
2. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/07061901.pdf，「新しい時代の博物館制度の在り方について平成19年6月これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」 [↑](#footnote-ref-2)
3. 大堀哲，博物館学教程，東京堂出版，1997年，28頁 [↑](#footnote-ref-3)
4. 椎名仙卓，「博物館法の制定を回顧する」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，7頁 [↑](#footnote-ref-4)
5. 椎名仙卓，「博物館法の制定を回顧する」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，8頁 [↑](#footnote-ref-5)
6. 同注①，8頁 [↑](#footnote-ref-6)
7. 半田昌之，「日本博物館協会と古く新しい課題」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，13頁 [↑](#footnote-ref-7)
8. 博物館事業促進会のこと。1931年（昭和6年）に「日本博物館協会」と改称。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 同注①，8頁 [↑](#footnote-ref-9)
10. 日本博物館協会の公式サイト（https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=2）によると、現在開催されている「全国博物館大会」は、昭和28年、すなわち1953年から毎年1回開催されている。しかし、ここでいう「全国博物館大会」は博物館法令化において経てきた過程であり、最初の第1回目（1929年）は、「全国博物館施設並類似施設主任者協議会」、第2回目が「全国公開実物教育期間主任者協議会」であり、第3回目（1931年）から「全国博物館大会」という呼称となった。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 椎名仙卓，「博物館法の制定を回顧する」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，8～9頁 [↑](#footnote-ref-11)
12. 日本博物館協会，「公布時の博物館法とその後の改正について」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，17～20頁 [↑](#footnote-ref-12)
13. 矢島国雄，「博物館法制定60周年に寄せて」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，10頁 [↑](#footnote-ref-13)
14. 「博物館法の改正と今後の課題について文部科学省生涯学習政策局社会教育課」，『博物館研究』，2008年8月，第43巻第8号，20頁 [↑](#footnote-ref-14)
15. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/t19550725001/t19550725001.html，「博物館法の一部を改正する法律の施行について」 [↑](#footnote-ref-15)
16. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/b\_menu/houan/kakutei/08040703/shakai.htm，「新旧対照表」 [↑](#footnote-ref-16)
17. 同注②，「新旧対照表」 [↑](#footnote-ref-17)
18. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/t19550725001/t19550725001.html，「博物館法の一部を改正する法律の施行について」 [↑](#footnote-ref-18)
19. 竹内誠，「平成20年年頭にあたって――画期的な年を迎えて――」，『博物館研究』，2008年1月，第43巻第1号，4頁 [↑](#footnote-ref-19)
20. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/a\_menu/01\_l/08052911/1313125.htm，「博物館の概要」 [↑](#footnote-ref-20)
21. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/a\_menu/01\_l/08052911/1313126.htm，「博物館数、入館者数、学芸員数の推移」 [↑](#footnote-ref-21)
22. 統計局公式サイト，http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001026010&cycode=0，「博物館の職員数」（都道府県別）及び

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001026011&cycode=0，「博物館類似施設の職員数（都道府県別）」に基づいて作成 [↑](#footnote-ref-22)
23. 木下直之，「連載：情報に関する資格と専門職(4)学芸員と博物館」，『情報の科学と技術』，48巻9号，1998，536頁 [↑](#footnote-ref-23)
24. 後藤重巳，「社会科学博物館学芸員と古文書資料」，『博物館研究報告』，1981年2月，第5号，4頁 [↑](#footnote-ref-24)
25. 矢島国雄，「博物館経営論（序）」，『Museum Study』8，1997年3月，8～9頁 [↑](#footnote-ref-25)
26. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/t19731130001/t19731130001.html，「『公立博物館の設置及び運営に関する基準』の告示について」 [↑](#footnote-ref-26)
27. 大野一郎、若月憲夫、日露野好章，「博物館の世界－博物館経営の諸問題Ⅱ:博物館と市民意識」(2006年度学芸員課程主催公開講演録)，『東海大学課程資格教育センター論集』6，2007年，105頁 [↑](#footnote-ref-27)
28. 矢島国雄，「博物館経営論（序）」，『Museum Study』8，1997年3月，9頁 [↑](#footnote-ref-28)
29. 同注②，9頁 [↑](#footnote-ref-29)
30. 木下直之，「連載：情報に関する資格と専門職(4)学芸員と博物館」，『情報の科学と技術』，48巻9号，1998，535頁 [↑](#footnote-ref-30)
31. 文部科学省生涯学習政策局社会教育課，「博物館法の改正と今後の課題について」，2008年8月，第43巻第8号，20～21頁 [↑](#footnote-ref-31)
32. 文部科学省生涯学習政策局社会教育課，「博物館法の改正と今後の課題について」，「博物館研究」，第43巻第8号，20～21頁 [↑](#footnote-ref-32)
33. 岡庭義行，「博物館法改正と学芸員養成」，『帯広大谷短期大学紀要』（第49号），2012年3月，1頁 [↑](#footnote-ref-33)
34. 矢島国雄，「博物館法制定60周年に寄せて」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，10頁 [↑](#footnote-ref-34)
35. 森田利仁、海部陽介、神庭信幸、栗原祐司、斎藤靖二、名児耶明、半田昌之、平川南、宮瀧交二，「座談会：今、博物館団体に求められる底力（2）～東京会場から」，『博物館研究』，2014年1月，第49巻第1号，6～7頁 [↑](#footnote-ref-35)
36. 吉武弘喜，『博物館法の改正について」，『博物館研究』，第43巻第4号，4～5頁 [↑](#footnote-ref-36)
37. 岡庭義行，「博物館法改正と学芸員養成」，『帯広大谷短期大学紀要』（第49号），2012年3月，1頁 [↑](#footnote-ref-37)
38. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/a\_menu/shougai/gakugei/1288651.htm，「図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」 [↑](#footnote-ref-38)
39. 文部科学省公式サイト，http://www.mext.go.jp/a\_menu/shougai/gakugei/04060102.htm，「学芸員養成課程開講大学一覧（平成25年4月1日現在）300大学」 [↑](#footnote-ref-39)
40. 水嶋英治，『激変する国際社会と博物館専門職の高度化――ICOMウィーン大会2007と採択「決議」』，「博物館研究」第43巻第1号，9頁 [↑](#footnote-ref-40)
41. 佐々木秀彦，「博物館施策の再構築――多元化・連携の時代に向けて――」，「博物館研究」，2008年12月，第43巻第12号，31～35頁 [↑](#footnote-ref-41)
42. 吉武弘喜，「博物館法の改正について」，「博物館研究」，第43巻第4号，4頁 [↑](#footnote-ref-42)
43. 同注①，31～35頁 [↑](#footnote-ref-43)
44. 金山喜昭，『パネルディスカッション③「学芸員の在り方について」部会参加報告』，「博物館研究」，第43巻第2号，32頁 [↑](#footnote-ref-44)
45. 佐藤憲一，『パネルディスカッション③「学芸員の在り方について」部会参加報告』，「博物館研究」，第43巻，第2号，28～30頁 [↑](#footnote-ref-45)
46. 森田利仁、海部陽介、神庭信幸、栗原祐司、斎藤靖二、名児耶明、半田昌之、平川南、宮瀧交二，「座談会：今、博物館団体に求められる底力（2）～東京会場から」，『博物館研究』，2014年1月，第49巻第1号，14頁 [↑](#footnote-ref-46)
47. 谷里佐，「デジタルアーカイブ学修を取り入れた博物館実習カリキュラムの検討」，『日本教育情報学会第31回年会』，2015年8月，131頁 [↑](#footnote-ref-47)
48. 石月静恵，「博物館と博物館実習－桜花学園大学人文学部のカリキュラム『博物館実習』を中心に－」，桜花学園大学人文学部研究紀要，第11号，2009年，121～122頁 [↑](#footnote-ref-48)
49. 石月静恵，「博物館と博物館実習－桜花学園大学人文学部のカリキュラム『博物館実習』を中心に－」，桜花学園大学人文学部研究紀要，第11号，2009年，126頁 [↑](#footnote-ref-49)
50. 森田利仁、海部陽介、神庭信幸、栗原祐司、斎藤靖二、名児耶明、半田昌之、平川南、宮瀧交二，「座談会：今、博物館団体に求められる底力（2）～東京会場から」，『博物館研究』，2014年1月，第49巻第1号，14頁 [↑](#footnote-ref-50)
51. 金山喜昭，『パネルディスカッション③「学芸員の在り方について」部会参加報告』，「博物館研究」，第43巻第2号，32頁 [↑](#footnote-ref-51)
52. 佐藤憲一，『パネルディスカッション③「学芸員の在り方について」部会報告』，「博物館研究」，第43巻第2号，29頁 [↑](#footnote-ref-52)
53. 同注①，29頁 [↑](#footnote-ref-53)
54. 同注①，29頁 [↑](#footnote-ref-54)
55. 対馬由美，「博物館教育普及活動から見た学芸員の資質に関する研究」，「教育研究所紀要」（13），2004年，47～56頁 [↑](#footnote-ref-55)
56. 対馬由美，「博物館教育普及活動から見た学芸員の資質に関する研究」，「教育研究所紀要」（13），2004年，47～56頁 [↑](#footnote-ref-56)
57. 文部科学省公式サイト，

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shougai/014/shiryo/07022102/003.htm，「学芸員制度各国比較」 [↑](#footnote-ref-57)
58. 国公立博物館のほか、「博物館・美術館学芸士運営委員会」に登録された私立・大学博物館等のうち、施設や活動実績により専門家の実査を経て認定された機関が経歴認定対象機関とされている。 [↑](#footnote-ref-58)
59. 文部科学省公式サイト，

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shougai/014/shiryo/07022102/003.htm，「学芸員制度各国比較」 [↑](#footnote-ref-59)
60. 矢島国雄，「博物館法制定60周年に寄せて」，『博物館研究』，2011年12月，第46巻第12号，10～11頁 [↑](#footnote-ref-60)
61. 金山喜昭，『パネルディスカッション③「学芸員の在り方について」部会参加報告』，「博物館研究」，第43巻第2号，32頁 [↑](#footnote-ref-61)
62. 森田利仁、海部陽介、神庭信幸、栗原祐司、斎藤靖二、名児耶明、半田昌之、平川南、宮瀧交二，「座談会:今、博物館団体に求められる底力（2）～東京会場から」，「博物館研究」，2014年1月，第49巻第1号，9頁 [↑](#footnote-ref-62)
63. 同注①，9頁 [↑](#footnote-ref-63)
64. 同注①，9頁 [↑](#footnote-ref-64)
65. 同注①，9頁 [↑](#footnote-ref-65)
66. 「ホップ」、「ステップ」、「ジャンプ」とは三段跳びにおける跳躍レベルで、ホップは第一段目、ステップは第二段目、ジャンプは第三段目である。 [↑](#footnote-ref-66)
67. 水嶋英治，『激変する国際社会と博物館専門職の高度化――ICOMウィーン大会2007と採択「決議」』，「博物館研究」，第43巻第2号，10頁 [↑](#footnote-ref-67)
68. これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議，第2次報告書「学芸員養成の充実方案について」，2009年2月，3頁 [↑](#footnote-ref-68)
69. 君塚仁彦、渡辺美知代、池㞍豪介，「博物館学芸員の雇用・労働をめぐる現状とインターンシップに関する一考察」，「東京学芸大学紀要総合教育科学系」，64(1)，2013年2月，25～26頁 [↑](#footnote-ref-69)
70. 君塚仁彦、渡辺美知代、池㞍豪介，「博物館学芸員の雇用・労働をめぐる現状とインターンシップに関する一考察」，「東京学芸大学紀要総合教育科学系」，64(1)，2013年2月，25～26頁 [↑](#footnote-ref-70)
71. 同注①，25～26頁 [↑](#footnote-ref-71)
72. 君塚仁彦、渡辺美知代、池㞍豪介，「博物館学芸員の雇用・労働をめぐる現状とインターンシップに関する一考察」，「東京学芸大学紀要総合教育科学系」，64(1)，2013年2月，25～26頁 [↑](#footnote-ref-72)
73. 同注①，25～26頁 [↑](#footnote-ref-73)
74. 統計局公式サイト，http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\_toGL08020103\_&tclassID=000001078004&cycleCode=0&requestSender=dsearch，「博物館の職員数」及び

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\_toGL08020103\_&tclassID=000001078005&cycleCode=0&requestSender=dsearch，「種類別博物館類似施設数」、「博物館類似施設の職員数」に基づいて作成 [↑](#footnote-ref-74)
75. 2003年9月2日から施行された「地方自治法の一部改正」により、日本における公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。改正前の規定により管理委託している施設は、施行日から3年間の経過措置期間中に指定管理者制度に移行することとなっている。2010年12月28日に発行された総務省行政経営第38号「指定管理者制度の運用について」により、「指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです」。 [↑](#footnote-ref-75)
76. 大堀哲，「博物館学教程」，東京堂出版，1997年，95頁 [↑](#footnote-ref-76)
77. 山西良平，「公立博物館の在り方をめぐって」，「博物館研究」，第43巻第12号，21頁 [↑](#footnote-ref-77)
78. 紀洲谷浩市，「連携授業の実践とそこから見えてくること――6，000人の子どもたちと一緒に」，「博物館研究」，第43巻第3号，26頁 [↑](#footnote-ref-78)
79. 木下直之，「連載：情報に関する資格と専門職（4）学芸員と博物館」，『情報の科学と技術』，1998年9月，第48巻9号，536頁 [↑](#footnote-ref-79)